

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。



Home Office

英国内務省

## 国別政策及び情報ノート トルコ：兵役

第4.0版

2025年7月

# 目次

要旨	4
評価	5
1. 重要な事実、信ぴょう性及びその他の確認/照会事項	5
1.1 信ぴょう性	5
1.2 適用除外	5
2. 難民条約上の理由	6
3. リスク	7
3.1 概要	7
3.2 要求事項及び免除	7
3.3 人間の振舞いの基本ルールに反する行為	8
3.4 兵役期間中の状況	9
3.5 ゲイ/バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者：義務的兵役中の取扱い	10
3.6 ゲイ/バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者：免除プロセス	11
3.7 徴兵回避と脱走	13
3.8 良心的兵役拒否	14
4. 保護	15
5. 国内転居	16
6. 証明	16
国別情報	17
7. 概要	17
8. 法的文脈	17
8.1 兵役関連法	17
8.2 兵役に就くための適格性	17
8.3 兵役期間の長さ	18
8.4 義務的兵役の概要	19
9. 免除と代替措置	20
9.1 兵役の免除と延期	20
9.2 国際渡航	21
9.3 書類作成	21
9.4 バイアウト制度	23
10. ゲイ/バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者	24
10.1 軍隊におけるゲイ/バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者の認知と取扱い	24

10.2	免除プロセス .....	29
10.3	トルコにおけるLGBTI者の全般的な取扱い .....	33
11.	兵役の全般的状況 .....	34
11.1	法的権利 .....	34
11.2	取扱い .....	35
11.3	クルド人の徴集兵 .....	35
11.4	ギュレニストと疑われた人々 .....	36
11.5	救済の手段 .....	37
12.	兵役回避、脱走、良心的兵役拒否 .....	37
12.1	法律 .....	37
12.2	召集回避者の数 .....	38
12.3	法的な結末及び刑罰 .....	38
12.4	社会的／市民的権利に対する影響 .....	41
12.5	移動の自由 .....	42
12.6	良心的兵役拒否：定義 .....	42
12.7	良心的兵役拒否：現在の立場 .....	43
12.8	良心的兵役拒否：良心的兵役拒否者に対して講じられる措置 .....	45
12.9	良心的兵役拒否：欧州人権裁判所の裁定 .....	48
12.10	刑務所の状況 .....	49
13.	トルコの軍事作戦 .....	52
13.1	現在の行動 .....	52
付録A	用語解説 .....	53
付録B	2023年4月14日付けの外務・英連邦・開発省（FCDO）との通信 .....	54
	バージョン管理及びフィードバック .....	58

# 要旨

**GS (第3条、迫害、兵役) トルコCG [2004] UKIAT 00041**の国別指針事例の所見によると、兵役回避者は5つの難民条約上の理由のうち1つを理由として迫害されるリスクを負うわけではない。

義務的兵役は主権国家が有する特権である。兵役に就くことの要求は、それ自体が迫害に相当するわけではない。迫害に相当するのは、難民条約上の理由として以下のいずれかに該当する場合のみである。

- (a) 兵役において、人間の振舞いの基本ルールに反する行為に当人が巻き込まれるおそれがある
- (b) 兵役の状況が迫害に相当するほど過酷であると予想される
- (c) 徴兵回避若しくは脱走した場合の刑罰が不相応に過酷若しくは厳格である

概して、これらの状況はいずれも、義務的兵役に就くトルコ国民には当てはまらない。義務的兵役を免除される者、バイアウト（金銭を支払って兵役を免除される制度）を実行した者、又は兵役を完了した者は、迫害されるという十分に根拠のある不安を抱くことにはならないであろう。

**SD (兵役 - 性同一性) トルコCG [2013] UKUT 612 (IAC)**の国別指針事例の所見によると、ゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者のほか、同性愛者と認知された男性が、義務的兵役に就いている間に迫害に相当する取扱いに苦しむ可能性が一定程度ある。**SD**が発布されて以降も、その所見によると引き続き、ある人の従軍中にそうした状況が発覚する又は認知されるリスクが発生するとすれば、個人の特定の状況について、当人の性的指向及び／又はジェンダー同一性の表明を含め、事実を慎重に分析する必要がある。

しかし、ゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者は、自分の性的指向及び／又はジェンダー同一性を理由として兵役免除を申請することができる。**SD**の所見によると、2013年当時は免除プロセスの間に迫害的な取扱いを受けるという現実のリスクが存在していた一方、現段階で入手した情報が示唆するところ、免除プロセスにおいてそうした要素は今では行われなくなった又は必要でなくなっており、この点では**SD**の所見はもはや正確ではない。したがって、ゲイ若しくはバイセクシャルの男性又はトランスジェンダー者が義務的兵役に就くことを避けるために免除証明書を希望するのは合理的と捉えられている。

特異的な個別の状況に基づく一部の限定的な事例において、良心的兵役拒否者は迫害される又は重大な危害を被るリスクを負う可能性がある。

ある人が国家から迫害されるという十分に理由のある恐怖を抱いていても、そのリスクから逃れるために当局から保護される、又は転居することが可能になるとは予想されない。

請求が拒否される場合、「明らかに根拠を欠く」として証明可能と予想されるが、請求が当人の性的指向又は良心的兵役拒否に基づく場合はこの限りでない。

個々の事例は個別の事実に従って検討しなければならない。決裁権者は評価を十分に読み、関連する国別情報を決定の証拠基盤として使用しなければならない。

[目次に戻る](#)

# 評価

更新日：2023年8月2日

## 1. 重要な事実、信ぴょう性及びその他の確認／照会事項

### 1.1 信ぴょう性

- 1.1.1 信ぴょう性評価に関する情報については、「信ぴょう性及び難民の地位の評価」に記載の指示を参照のこと。
- 1.1.2 決裁権者は、英国ビザ又は他の形態の許可が過去に申請されたかどうかも確認しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞き取り調査の前に行うべきである（「ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護請求に関する庇護手順」参照）。
- 1.1.3 さらに、決裁権者は、国際的な生体認証データ共有チェックがまだ実施されていない場合には、実施する必要性を検討しなければならない（生体認証データ共有プロセス（Migration 5 生体認証データ共有プロセス）を参照すること）。
- 1.1.4 ある人が申し立てる出身地をめぐって疑問がある場合、決裁権者は、可能であれば言語分析テストも検討すべきである（「言語分析に関する庇護手順」参照）。

---

#### 公式 – 機密情報：開示対象外 – セクションの始まり

このセクションに記載の情報は内務省内での使用に限られるため、削除された。

---

#### 公式 – 機密情報：開示対象外 – セクションの終わり

---

[目次に戻る](#)

### 1.2 適用除外

- 1.2.1 決裁権者は、適用除外条項のうち1つ（又は複数）が適用可能かどうかを検討するに足る重大な理由の有無を検討しなければならない。各事例を、個別の事実に基づいて検討しなければならない。
- 1.2.2 当人が難民条約（Refugee Convention）から除外される場合、人道的保護の付与からも除外されることになる（難民地位よりも適用除外の範囲が広い）。
- 1.2.3 適用除外及び制限付き許可については、「難民条約の第1F条と第33(2)条の下での適用除外、人道的保護」に関する庇護手順、及び「制限付き許可」に関する手順を参照のこと。

---

#### 公式 – 機密情報：開示対象外 – セクションの始まり

このセクションに記載の情報は内務省内での使用に限られるため、削除された。

## 2. 難民条約上の理由

- 2.1.1 概して、兵役回避者又は脱走者は、難民条約における5つの理由（人種、国籍、宗教、政治的意見、又は特定の社会的集団への所属）のいずれの適用範囲にも該当しない。GS（第3条、迫害、兵役）トルコCG [2004] UKIAT 00041の国別指針事例の所見によると、召集回避者は5つの難民条約上の理由のうち1つを理由として迫害されるリスクを負うわけではない。
- 2.1.2 兵役回避者又は脱走者は、1951年国連難民条約の意味における特定の社会的集団（PSG : Particular Social Group）を形成するわけではない。これはそれらの人々が生来の特徴を共有したり、変えることのできない共通の背景を共有したり、又は自己同一性若しくは意識に対して極めて基本的であるが故に放棄することを強制されるべきではない特徴若しくは信念を共有したりするわけではなく、またトルコにおいて周囲の社会から異質の存在として認知される特徴的な自己同一性を有するわけでもない、というのが理由である。
- 2.1.3 (a) 当人が良心的兵役拒否者である場合における政治的意見、及び／又は (b) 当人がLGBTIコミュニティに属する場合における特定の社会的集団（PSG）のいずれかに関して難民条約上の理由を立証することは可能である。
- 2.1.4 難民条約上の理由を立証するだけでは、難民として認識されるには不十分である。問われるのは、特定の人物が実際に有する、又はそうであるとみなされた難民条約上の理由を根拠に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するかどうかである。
- 2.1.5 「兵役と良心的兵役拒否」に関する庇護手順の説明によると、被害者が迫害されている理由であると信ずる理由よりむしろ、迫害者が心に抱く迫害理由を慎重に検証する必要がある。指示的な国別指針ではない一方、これは「セペット（Sepet）ほか1名対SSHD訴訟[2003] UKHL 15」における貴族院（House of Lords）の判決の第22項にも反映されている。
- 2.1.6 トルコにおけるゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダーの人物は、難民条約上の意味におけるPSGを形成する。何故なら、これらの人物は生来の特徴若しくは変えることのできない共通の背景を共有する、又は自己同一性若しくは意識に対して極めて基本的であるが故に放棄することを強制されるべきではない特徴若しくは信念を共有し、かつトルコにおいて周囲の社会から異質の存在として認知される特徴的な自己同一性を有するからである。
- 2.1.7 トルコにおけるゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダーの人物はPSGを形成するが、かかる集団への所属を立証するだけでは、難民として認定されるには不十分である。対処すべき疑問は、かかる集団への所属を根拠に迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有するか否かである。
- 2.1.8 難民の地位を付与するために必要な、難民条約における5つの理由とのつながりを欠く状況において疑問となるのは、その人物が、人道的保護（HP : Humanitarian Protection）の条件を十分に満たす重大な危害という現実のリスクに直面すると予想されるか否かである。

- 2.1.9 難民条約における5つの理由に関する付加的指針については「信ぴょう性と難民地位の評価」に関する庇護手順を参照のこと。

[目次に戻る](#)

### 3. リスク

#### 3.1 概要

- 3.1.1 義務的兵役は主権国家が有する特権である。兵役に就くことの要求 – 又はこの義務を完了できない場合の刑罰は、それ自体が、迫害されるという十分に理由のある恐怖の原因になるわけではない。迫害に相当するのは、難民条約上の理由として以下のいずれかに該当する場合のみである。

- (a) 兵役において、人間の振舞いの基本ルールに反する行為に当人が巻き込まれるおそれがある
- (b) 兵役の状況が迫害に相当するほど過酷であると予想される
- (c) 徴兵回避若しくは脱走した場合の刑罰が不相応に過酷若しくは厳格である

- 3.1.2 概して、これらの状況はいずれも、義務的兵役に就くトルコ国民には当てはまらない。

- 3.1.3 同様に、(a) 義務的兵役を免除される者、(b) 「バイアウト」(お金を払って兵役を免除される制度)を実行した者、又は(c) 兵役を完了した者は、迫害されるという十分に理由のある恐怖を抱くことにはならないであろう。

[目次に戻る](#)

#### 3.2 要求事項及び免除

- 3.2.1 トルコ軍(TSK)は世界で最大規模の軍隊に数えられ、総勢約355,000人の現役隊員と380,000人の予備役を擁し、推定で毎年140万人のトルコ国民が徴兵年齢に到達する。兵役は20歳から41歳までのトルコ人男性に義務付けられており、期間は6~12か月間である。徴集兵は1か月間の軍事訓練を受けた後、配備され更なる訓練を受け、在任中ずっと手当を支給される。義務的兵役に就く下士官及び兵卒は、テロ対策作戦又は紛争地帯には配備されないが、TSKの規模や既に任務に就いている職業軍人の数を背景として「厳粛に必要とされる」場合はこの限りでない(「概要」、「兵役に就くための適格性」、「兵役期間の長さ」、「バイアウト制度」、「兵役の免除と延期」参照)。

- 3.2.2 1か月間の基礎訓練の完了後、徴集兵は義務的兵役の最後の5か月間を「バイアウト」する(買い取る)選択肢を与えられ、費用は2023年7月時点で122,351トルコリラ(約3,495ポンド)である。これは「有償兵役」として知られ、すなわちお金を払って兵役から解放されることを意味する。兵役を開始した者、兵役回避者とされた者、召集回避者とされた者、及び隠れている者は、この選択肢を選ぶことはできない。一部の男性、例えば「医学的に不適合」である男性などは、義務的兵役に就くことを免除される可能性がある。その他の男性は、更なる教育を目指している場合を含め、当人の特異的状况を考慮して兵役の延期を許可される可能性がある。以前は、国外在住のトルコ国民に兵役のバイアウトが義務付けられていたが、現在は希望すれば正規に兵役に就くという選択肢が与えられる(「概要」、「兵役に就くため

の適格性」、「兵役期間の長さ」、「バイアウト制度」、「兵役の免除と延期」参照)。

- 3.2.3 これについて詳しくは「兵役と良心的兵役拒否」に関する庇護手順を参照のこと。リスクの評価に関する付加的指針については「信ぴょう性と難民地位の評価」に関する庇護手順を参照のこと。

[目次に戻る](#)

### 3.3 人間の振舞いの基本ルールに反する行為

- 3.3.1 トルコでの義務的兵役に就く旨の要求において、人間の振舞いの基本ルールに反する行為が関係するとは合理的に予想されない。別段に実証する責任は当人にある。
- 3.3.2 ウクライナでの兵役の文脈でいえば、2020年6月3日と4日に審理され2020年11月19日に発布されたPK及びOS（人間の振舞いの基本ルール）ウクライナCG [2020] UKUT 00314 (IAC)の国別指針事例における上級審判所（UT：Upper Tribunal）の所見によると、「関係する個人は自分の兵役において人間の振舞いの基本ルールに反する行為の実行が関係するであろうと合理的に予想されること、あるいは自分の任務を履行することによって自分がそうした行為の準備又は実行に対する支援を不可避に提供することになると合理的に予想されることを、実証しなければならない」（第1F項）。
- 3.3.3 人間の振舞いの基本ルールに反する行為とは、当人が難民条約第1F条の適用範囲に該当すると予想されるような形で行動することを要求される状態を意味するものと解釈される。適用除外について詳しくは、「適用除外：難民条約第1F条」に関する庇護手順を参照のこと。
- 3.3.4 権威的な国別指針ではないものの、「セペットほか1名」における貴族院の見解によると、トルコでの兵役との関連で、「（中略）申請者が人間の振舞いの基本ルールに反する軍事行動に従事することを、相手がクルド人又は他の誰かであるかを問わず、要求されていたであろうと合理的に想定できる可能性はない」（第26項）。
- 3.3.5 近年、トルコが行った軍事作戦にいくつか進展があり、例としてトルコ系武装集団がシリアで民間人に対して行ったとされる人権侵害についての報道が挙げられる。しかし、入手した情報は以下の点の裏付けにはなっていない。
- これらの事件は国家が黒幕である、又はTSK全体にわたり体系的に発生している
  - 軍隊に徴用された者は人間の振舞いの基本ルールに反する行為を行うことを期待される又は強制されると予想される（「軍事作戦の影響」参照）
  - 義務的兵役期間に就く徴集兵はどの戦闘区域にでも配備される（「兵役の概要」参照）
- 3.3.6 したがって、徴集兵が義務的兵役に就いている間に人間の振舞いの基本ルールに反する行為に関与する又はそうした行為を行うことを期待されるであろうとは捉えられていない。
- 3.3.7 リスクの評価に関する付加的指針については「信ぴょう性と難民地位の評価」に関する庇護手順及び「兵役と良心的兵役拒否」に関する庇護手順を参照のこと。

### 3.4 兵役期間中の状況

- 3.4.1 概して、義務的兵役に就くことを要求される人が直面すると予想される状況／取扱いは、性質及び／又は反復度からみて、あるいは様々な措置の累積からみても、迫害又は重大な危害に相当するほど重大ではない。別段に実証する責任は当人にある。
- 3.4.2 義務的兵役を務める人は、憲法によって保障される権利と自由を有する。憲法によって保障されるそれらの権利と自由は軍人にも当てはまる。差別はトルコの刑法（**Criminal Code**）において定義され処罰される違反であり、これらのルールを破った者は訴追される。欧州安全保障協力機構（**Organization for Security and Co-operation in Europe**）が2021年8月に作成した安全保障関連の質問書に対するトルコ代表団の回答によると、法律を破った軍人は訴追されるとのことであったが、**CPIT**は実際のところこれに関して、また虐待や「不審死」の事例を政府がどのように調査及び対処しているかに関しても、統計又は情報を見つけることができなかった。請願、情報及び有効な救済措置を求める権利を含め、救済の場が軍人向けに用意されており、法律で規定されている（「法的権利」、「取扱い」及び「救済の場」を参照のこと）。
- 3.4.3 限定的ではあるが、兵役の実際の状況に関する最近の情報がある。米国国務省（**USSD**）が2022年に指摘したところによると、一部の徴集兵が激しいしごき、虐待、拷問を受け、時には死亡又は自殺という結果に至った例もあるが、「一部」に相当する徴集兵の数、あるいはこれが頻発しているのかどうかは不明である。複数の人権団体によると、2022年の1月から11月までの間に発生した、義務的兵役を履行中の兵士の死亡例のうち少なくとも10件は事故の結果又は不審な状況下で発生しており、また2021年の1月から11月までの間に不審死又は事故死が13件あった。ちなみに、英国国防省（**Ministry of Defence**）によると、英国軍では2020年に57人が死亡し、うち26%は「その他の事故」が原因で、16%は自殺によるものであった。またUSSDの指摘によると、「数件の」虐待又は不審死の事例は兵役中におけるクルド人（**Kurdish**）及びアレヴィ派（**Alevi**）を背景とする人々を含む民族的少数派に関連していた（「兵役の全般的状況」参照）。
- 3.4.4 報告がない状況は、迫害に相当する状況又は虐待が全体的又は体系的な問題ではないことを示す1つの指標と考えられる。何故なら多数のNGOや人権団体からトルコにおける人権問題の報告が寄せられており、そうであるなら報告が寄せられるであろうと結論付けるのが妥当であるからである。概して、就任中の徴集兵の虐待や死亡に関する報告は数件あるものの、そうした事例はトルコ軍の規模に比べれば少なく、また概して、徴集兵が徴集中に差別又は虐待を受けるという現実のリスクに体系的に直面することの裏付けにはならない（「取扱い」参照）。
- 3.4.5 クルド人及び他の民族的少数派も義務的兵役に就くことを要求される。ギュレニスト（**Gülenist**）も、ギュレン派（**Gülenism**）の支持（支持疑惑）を理由に国家が対抗措置を講じてきたにせよ、義務的兵役に就くことを要求される。他の徴集兵と同様に、民族的少数派とギュレニストも兵役のバイアウトを行うことができるが、その場合でも最終月の兵役は果たさなければならない。オランダ外務省（**Ministry of Foreign Affairs**）によると、ギュレニストはこの月の間にいじめや拷問を受けたり、殺害されたりするおそれがある。し

かし、本書執筆時点で、これらの主張を裏付ける更なる情報源は見つからず、また上記のとおり、規模や範囲の概要を示す定量化可能なデータがない状況にあって、これは概して現実のリスクには相当しない（これらの主張の評価に関する情報については「ギュレニストと疑われた人々」及び「国別政策及び情報ノート トルコ：ギュレン運動」を参照のこと）。

- 3.4.6 リスクの評価に関する付加的指針については、「信ぴょう性及び難民地位の評価」に関する庇護手順を参照のこと。

[目次に戻る](#)

### 3.5 ゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者：義務的兵役中の取扱い

- 3.5.1 実際の又は公然と認知されたゲイ、バイセクシャル又はトランスジェンダーの人々が義務的兵役に就くことを要求される際に直面する状況及び／又は取扱いは、当人の状況次第では迫害に相当する可能性がある。例として以下が挙げられる：彼らの外観やマナーリズム、自分の性同一性の表現方法、トルコ社会の範囲内で理解されているようなゲイの男性のステレオタイプに当てはまる度合い、及び自分の性同一性を隠す度合いとその理由。彼らが現実のリスクに直面するであろうという予想を実証する責任は当人にある。個々の事例を、個別の事実に基づいて検討しなければならない。

- 3.5.2 純粋に性的指向だけを根拠に兵役の履行を免除されるわけではないが、医療委員会により、当人が性的指向を表明すると「望ましくない」又は「不快な」状況につながる、あるいはトルコ軍の能力の弱体化につながると予想されると認定されれば免除される可能性がある（「免除と代替措置」及び「ゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者」を参照のこと）。

- 3.5.3 SD（兵役 - 性同一性）トルコCG [2013] UKUT 612 (IAC)の国別指針事例（2013年6月4日と5日に審問、2013年12月5日に発布）におけるUTの所見によると、

「同性愛はトルコ軍からは性同一性障害とみなされているが、トルコ国内における同性愛の認知はある人の性的選好にまで低減したわけではなく、当人の外観や行動を含めた人格全体の評価を参考情報にする。同性愛は男らしくないと捉えられる受動的役割に関連付けられる一方、能動的役割を引き受けたからといって同じ不承認の誘因になるわけではなく、また男らしさの本質を損ねると捉えられるわけでもない」（第(ii)項）。

- 3.5.4 同じくSDにおけるUTの所見によると、

「兵役中に新兵が（免除を申請していない又は拒否されたかどうかを問わない）トルコで理解されているような同性愛者であることが発覚した又は同性愛者と認知された場合、当人の性同一性を根拠として迫害に相当するほど重大な虐待を受ける可能性は適度にあるが、保護に値するほどではない。当人の従軍中にそうした状況が発覚する又は認知されるリスクが発生するとすれば、当人の外観やマナーリズム、当人の性同一性の表現方法、トルコ社会の範囲内で理解されているような同性愛者のステレオタイプに当人が当てはまる度合い、及び当人が迫害されるという不安から生じるのではない理由で自分の性同一性を隠す度合いを含め、個人特有の状況について慎重に事実を分析する必要がある（以下略）」（第111項）。

- 3.5.5 義務的兵役中に自分がゲイ、バイセクシャル又はトランスジェンダーであることを明かした徴集兵の取扱いに関して最近入手できた情報は乏しい。義務的兵役中の徴集兵の取扱いについては限定的に、近年の事例証拠や学術的証拠があり、どちらかといえば肯定的な経験を説明した人もいれば、他の徴集兵から身体的／性的虐待を受けたと報告した人もいる。自分の性的指向又は性同一性、年齢、社会的地位、教育レベルを公然と表明することについて、一部の人々は性的指向又は性同一性に照らした当人の従軍中における扱われ方に影響を及ぼす要因として特定し、これはSDの所見と一致する（「軍隊におけるゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者の認知と取扱い」参照）。
- 3.5.6 義務的兵役に就いているゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者の全般的取扱いに関する最近の情報は限られている一方、入手できた情報も、そうした人々に対する否定的な姿勢が軍隊に根強く残っていることの裏付けになるほどではない（「軍隊におけるゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者の認知と取扱い」及び「トルコにおけるLGBTI者の全般的な取扱い」を参照のこと）。したがって、これに関してSDからの逸脱の正当化事由となる、説得力のある証拠によって裏付けられる非常に強固な根拠は存在しないと捉えられている。

[目次に戻る](#)

### 3.6 ゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者：免除プロセス

- 3.6.1 概して、免除プロセスの申請を選択する人が直面すると予想される取扱いは、性質及び／又は反復度から見て、あるいは様々な措置の累積から見ても、迫害又は重大な危害に相当するほど重大ではない。別段に実証する責任は当人にある。
- 3.6.2 SDの国別指針事例におけるUTの所見によると、免除プロセスは第3条に違反するという現実のリスクを伴う。しかし、注意すべき点として、SDの審問が行われた当時、免除プロセスにおける直腸検査及び明瞭な写真提出の要件はまだトルコ当局によって公式に撤廃されていなかった。UTは当時の免除プロセスの要件を検討し、以下のとおり、これらの要素は概して賦課されていないと認識した。
- 「（中略）新兵の兵役を免除すべきか否かの判断材料として、多数の手續が導入されている。例として、人格テスト、性的活動又は公の場での女性用衣類着用を示す明示的なビデオ又は写真の提出、検診、「ピンク」病棟での入院、及び性的指向に関する親類からの確認などが挙げられる。これに続いて軍医評議会による尋問及び軍医委員会との面会が行われる。任意の事例においてどの手續を用いるかは、担当する医師及び軍人の裁量権に委ねられる。一部の人々は心理学的テストと面接を経て免除を認められる一方、更なる証拠を提供しなければならない人々もいる。最も一般的に要求される付加的証拠は家族からの確認であり、我々はアーレンカウザー（Irlenkäufer）氏の証拠を踏まえ、個人の明瞭な写真及び直腸検査という要件は現在、概して賦課されていないと理解している」（第93項）。
- 3.6.3 一方、同じくUTの見解によると、「プロセスには直腸検査の実行あるいは女性用衣類を着用していることを示す明示的な写真又は証拠の提出要求という侵襲的な要求に当局が頼る状況が含まれる可能性もあり、免除された人々が

男性のあるべき姿としての社会からの期待に応えられないことで「腐っている」という汚名を着せられていることを示す証拠もある」（第98項）。

- 3.6.4 免除プロセス及び迫害的になり得る要素に関する検討の一環として、**UT**は **SD**において、プリティ（Pretty）対英国訴訟[2002] 35 EHRR 1における欧州人権裁判所（**ECtHR**：European Court of Human Rights）の判決も検討し、それによると、「取扱いの結果、個人に恥をかかせる又は品位を落とし、当人の人間としての尊厳に対する敬意の欠如を示す又は尊厳を減退させる、あるいは個人の道徳心や身体的抵抗を打ち破る可能性のある感情又は不安、苦悩又は劣等感を呼び起こす場合、それは品位を傷付けるものとして特徴付けることができると共に、第3条における禁止事項にも該当し得る」（第52項）。
- 3.6.5 2015年以来既に免除プロセスを経た人々からの証言を含め、入手できた情報から、今や免除プロセスに迫害的要素がないことが強く窺える。新兵から得られた証拠からも、2016年のクーデター未遂以後、免除プロセスが軍から文民に移管され、軍病院ではなく公立病院で行われていることが窺える（「ゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者」及び「免除プロセス」を参照のこと）。
- 3.6.6 最近入手した情報によると、面接、心理的評価、非明示的な写真証拠の提示、又は家族からの証言が、免除プロセスの一環として実施又は要請される場合がある。免除評価を行う医師から外見を「女性らしい」と認知されるゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者は特に、性的指向を根拠として免除証明書を発行してもらえると予想される。また入手した情報から、ある人が免除プロセス中に上訴を希望する場合に備えて上訴プロセスが設けられていることも分かる（「ゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者」及び「免除プロセス」を参照のこと）。
- 3.6.7 免除プロセスの手続中の人は、プロセスの要素を気まずい又は不快に感じる場合もある一方、そうした要素は現在、第3条の適用範囲に該当するほど、最低レベルの厳格さ、あるいは激しい身体的又は精神的な苦痛の誘因になるとは捉えられていない。入手した情報から、免除プロセスにはプリティ対英国訴訟[2002] 35 EHRR 1に関する検討及び**SD**における**UT**に沿った、「個人に恥をかかせる又は品位を落とし、当人の人間としての尊厳に対する敬意の欠如を示す又は尊厳を減退させる、あるいは個人の道徳心や身体的抵抗を打ち破る可能性のある感情又は不安、苦悩又は劣等感を呼び起こす」ようなレベルの取扱いは含まれていないことが分かる。
- 3.6.8 したがって、この点に関して**SD**からの逸脱の正当化事由となる、説得力のある証拠によって裏付けられる非常に強固な根拠が存在し、またゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者が義務的な兵役期間に就くことを回避するために免除プロセスを申請するであろうと予想するのが妥当である。
- 3.6.1 2010年5月10日、11日、12日に審問が行われ同年7月7日に発布された、HJ（イラン）及びHT（カメルーン）対内務大臣（Secretary of State for the Home Department）訴訟[2010] UKSC 31における最高裁判所（Supreme Court）の裁定の判断の第35項と第82項において、ある人の性的指向に基づいて請求を評価する際取るべきアプローチを打ち出し、その場合に適用すべきテストを確立しており、これはある人のジェンダー同一性／表明に基づ

く請求にも適用可能である。

- 3.6.2 詳しくは「庇護請求における性同一性の争点」及び「庇護請求におけるジェンダー同一性の争点」に関する庇護手順を参照のこと。
- 3.6.3 リスクの評価に関する付加的指針については、「信ぴょう性及び難民地位の評価」に関する庇護手順を参照のこと。

[目次に戻る](#)

### 3.7 徴兵回避と脱走

- 3.7.1 概して、ある人が兵役を回避した又は脱走しただけで、結果として重大な危害又は迫害に相当する刑罰を受ける可能性は低い。別段に実証する責任は本人にある。
- 3.7.2 諸国が自国民に義務的兵役の履行を要求するのは正当である。徴兵回避及び脱走に対する刑罰は、通常は迫害とみなされず、これは「UNHCR - 1951年条約及び難民地位に関する1967年議定書の下での難民地位の判定に係る手続及び基準に関する手引書 (Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol relating to the Status of Refugees)」(第167項～第174項)において確認されているとおりである。
- 3.7.3 徴兵回避及び脱走は2種類の異なる犯罪として捉えられており、軍事刑法 (Law on Military Criminal Code) の下で処罰される。トルコ国内における召集回避者の数に関する公式統計はないが、2022年にエルドアン (Erdoğan) 大統領 (President) が公表した推定によると、トルコでは55万人の召集回避者と「遅延入隊者」がいた(「法律」及び「召集回避者の数」を参照のこと)。
- 3.7.4 クルド人のトルコ軍召集回避者にもたらされるリスクを考察したGSの国別指針事例における見解によると、

「(中略) 申請者の請求は現在(中略) 彼は兵役回避で起訴されるであろうという請求であるとみられる。彼は有罪と認定され、4か月以上2年以下の懲役に処せられると予想される。刑期が6か月を超える場合、刑期の一部を文民刑務所で服役することができる。これまでに受けた提言によると、文民刑務所は過酷で、彼が兵役を開始したとすれば軍隊での体制もやはり過酷であろうと予想される。彼は民族性や、自国への奉仕を怠ったことを理由に、更に過酷な取扱いを受ける可能性もある(中略)。

審査官 (Adjudicator) は引き続き背景資料を考慮し、そして申請者が一定期間服役したとしても非人道若しくは品位を傷付ける取扱いを受けるであろうという予想を裏付ける証拠はなく、またそうした取扱いは彼の民族性を理由とする迫害には相当しないであろう、と結論付けた。量刑は不相応ではなく、ECHRの下で申請者に与えられる権利の侵害にも当たらないであろう」(第9項及び第10項)。
- 3.7.5 オーストラリア外務貿易省 (DFAT : Department for Foreign Affairs and Trade)、カナダ移民難民委員会 (IRB : Immigration and Refugee Board)、オランダ外務省を含め、多数の情報筋が引用した最近の情報において、トルコの召集回避者が直面すると予想される刑罰を強調している。兵役に就くために出頭しない者は国のシステム (総合情報収集システム (GBTS : General

Information Gathering System) ) に登録され、その結果、召集回避者及び脱走者とみなされた者は移動の自由を厳しく制限される（「移動の自由」参照）。

- 3.7.6 召集回避者は日常的な身元確認を通じて逮捕されると予想され、また一連の公民権や行政サービスを拒否される可能性もある。GBTSに一旦登録された者は罰金を科せられ、この罰金は時が経つにつれ増加し、報告によると1日の不在につき約0.14ポンドから0.28ポンドまでの範囲で変動する。DFATによると、法律では徴兵回避の刑罰として刑務所への収容を認めているが、これは実際に使われておらず、罰金の未払いは資産押収や給与及び年金の差し止めという結果につながり得る一方、実際のところ国家は非常に多数の召集回避者をフォローアップする能力が足りない（「移動の自由」参照）。

---

#### 公式 - 機密情報：開示対象外 - セクションの始まり

このセクションに記載の情報は内務省内での使用に限られるため、削除された。

#### 公式 - 機密情報：開示対象外 - セクションの終わり

---

- 3.7.7 召集回避者に下される刑罰は、性質及び／又は反復度から見て、あるいは様々な措置の累積から見て、迫害又は重大な危害に相当するほど重大ではないと捉えられている。これとは反対の説得力のある証拠がない状況においては、GSの所見が引き続き当てはまる。
- 3.7.8 リスクの評価に関する付加的指針については、「信ぴょう性及び難民地位の評価」に関する庇護手順を参照のこと。

[目次に戻る](#)

### 3.8 良心的兵役拒否

- 3.8.1 トルコ国民は、「部分的」又は「絶対的」な良心的拒否を理由として義務的兵役への参加を拒否しても、概して、難民条約上の理由における重大な危害又は迫害に相当する刑罰を受けない。しかし、当人が (a) 兵役に就くことの妨げとなる確固たる有罪判決を受けており、かつ (b) 徴兵回避／脱走について反復的な不相応の処罰／刑罰に直面すると合理的に予想されることを実証可能である場合、性質や反復度から見て迫害又は重大な危害に相当する取扱いに直面する可能性がある。個々の事例を個別の事実に基づいて判断しなければならない（定義及び付加的情報については「兵役及び良心的兵役拒否」に関する庇護方針手順を参照のこと）。
- 3.8.2 権威的な国別指針ではないものの、「セペットほか1名」の報告事例における貴族院の判断によると、良心的拒否を理由に兵役履行を拒否した者に対する刑罰は、それ自体、迫害されるという十分に理由のある恐怖の原因にはならない。裁判所の見解によると、国際法において、良心的兵役拒否に対する権利を認識すること、又は何らかの形態の代替的役務を提供することを国家に要求する規定はない。したがって、国家が良心的兵役拒否者を他のどの召集回避者とも同じ形で取り扱うのは正当である。結果として、真に良心による理由のために兵役履行を拒否した者に対する刑罰は、迫害には当たらない（「良心的兵役拒否：現在の立場」参照）。

- 3.8.3 トルコでは兵役の代わりとなる文民の選択肢はない。トルコにおける良心的兵役拒否者の数に関する公式統計はないが、2019年にトルコの国防大臣 (Minister of National Defence) が指摘したところによると、2017年に28人、2018年に23人、2019年に18人が「申請した」。良心を根拠に義務的兵役に就くことを拒否した場合、「通常の」召集回避者と同じ訴追の誘因となるが、欧州良心的兵役拒否局 (EBCO : European Bureau of Conscientious Objection) の2018年の報告によると、良心的兵役拒否者は刑務所への収容されるのではなくむしろ罰金を科せられる。EBCOの2021年の報告書によると、良心的兵役拒否者に対する訴追が複数、係属中であった（「良心的兵役拒否：現在の立場」参照）。
- 3.8.4 「サヴダ (Savda) 対トルコ訴訟」におけるECtHRの満場一致の所見によると、欧州人権条約 (European Convention on Human Rights) の第3条 (品位を傷付ける取扱いの禁止) 及び第9条 (思考、良心、宗教の自由を得る権利) に対する違反が複数件、及び特にサヴダ氏の状況における軍事法廷の独立性と公平性の欠如を理由とする同条約第6条(1)項に対する違反が1件あった。ECtHRがあらためて強調した点として、トルコで効力を有する義務的兵役制度では良心を根拠とする例外を認めておらず、結果として遵守を拒否した者に重い刑事的制裁措置が繰り返し賦課されている。そうした制度では社会の全般的利益と良心的兵役拒否者の利益の間で適切なバランスを取り損ねている。良心的兵役拒否者に賦課される処罰、制裁措置、有罪判決及び訴追は、当人の良心と信念という要件を考慮する形での措置が何ら講じられなければ、民主主義社会においては必要とみなされ得ない。しかし、それはサヴダ氏の状況に特有のものと捉えられるべきであり、必ずしも一般的な状況を反映するものではない。
- 3.8.5 「兵役及び良心的兵役拒否」に関する庇護方針手順によると、徴兵回避及び脱走に対する刑罰は、特定の状況において、政治的又は宗教的な根拠による迫害に相当する可能性がある。しかし、国家が単に良心的兵役拒否者を、難民条約上の理由に動機付けられるのではなく自国の法律の遵守不履行を理由として処罰していた場合は、迫害には当たらないと思われる。
- 3.8.6 兵役に就くことの拒否をトルコ政府が政治的不服従行為と捉えていること、あるいはそうした拒否者が概して、兵役参加の妨げとなる確固たる有罪判決を受けているわけではない召集回避者又は脱走者とは異なる形で扱われることを示唆する情報は入手できなかった。GSの国別指針に概要が記されているとおり、召集回避者に対する刑罰は、性質及び／又は反復度から見て、あるいは様々な措置の累積から見ても、迫害又は重大な危害に相当するほど重大ではない（「兵役回避、脱走、良心的兵役拒否：法的な結末及び刑罰」参照）。
- 3.8.7 リスクの評価に関する付加的指針については、「信ぴょう性及び難民地位の評価」に関する庇護手順を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 4. 保護

- 4.1.1 当人が国家から迫害又は重大な危害を受けるという十分に理由のある恐怖を抱いている場合、概して、当局による保護を受けられる可能性は低い。
- 4.1.2 国家による保護の評価に関する付加的指針については、「信ぴょう性及び難

民地位の評価」に関する庇護手順を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 5. 国内転居

- 5.1.1 当人が国家から重大な危害を加えられるという十分に理由のある恐怖を抱いている場合、そのリスクを逃れるための国内転居が可能になるとは考えにくい。
- 5.1.2 国内転居に関する付加的指針については、「信ぴょう性及び難民地位の評価」に関する指示を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 6. 証明

- 6.1.1 請求が拒否される場合、2002年国籍・移民・庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）の第94条の下、「明らかに根拠を欠く」として証明できる可能性は低いですが、請求が当人の良心的兵役拒否又は性的指向に基づくものである場合はこの限りではない。
- 6.1.2 証明に関する付加的指針については、「2002年国籍・移民・庇護法第94条の下での保護及び人権に関する請求の証明（明らかに根拠を欠く請求）」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

# 国別情報

セクション更新日：2023年4月14日

## 7. 概要

### 7.1.1 オーストラリア外務貿易省（DFAT）は2020年9月にトルコに関する国別情報報告書を公表しており、それによると、

「トルコ軍（TSK）は陸軍、海軍及び空軍から成り、国境警備の総体的責任を含め、領土防衛に責任を負う。沿岸警備隊は以前はTSKの一部であったが、現在は内務省（Interior Ministry）に属し、海洋国境の責任をTSKと共有する。大統領が最高司令官である一方、参謀総長（Chief of General Staff）は軍の日々の運用に責任を負う軍司令官（Commander of the Armed Forces）である。総兵力として約355,000人の現役隊員、380,000人の予備役、及び140万人の毎年兵役年齢に達するトルコ市民を擁し、TSKは世界最大級の軍の1つである。グローバル・ファイヤーパワー（Global Firepower）は2020年版の年次軍事力レビューにおいてトルコを138か国中11位に格付けした。

TSKはトルコ共和国の樹立に中心的役割を果たし、そして長年にわたり、トルコの政治と社会において際立った役割を果たしてきた。トルコ人男性の圧倒的多数は兵役に就く。TSKは伝統的に自らを世俗主義的価値観の保証人と捉え、幾度か国内政治に介入してきた。2002年以降、AKP政権は軍に対する文民監視を大幅に強化し、軍は現在、完全に文民統制下に置かれている<sup>1</sup>。

### 7.1.2 ファナック（Fanack）は、「中東と北アフリカに関する、情報に基づくバランスの取れた分析の公表及び流布に献身する」<sup>2</sup>独立系のオンライン報道機関である。2018年3月20日にファナックが公表した記事によると、「兵役を完了すると、兵士は名誉ある従軍を証明する緑色の証明書を発行される。雇用主や、更には潜在的な義父までもが、若い男性に当人の人物像の判断材料として緑色の証明書を見せるよう要求するのが一般的である」<sup>3</sup>。

[目次に戻る](#)

## 8. 法的文脈

### 8.1 兵役関連法

#### 8.1.1 [1927年の軍事法（Military Law）第1111号](#)において、兵役に関する要件を規定している。

#### 8.1.2 憲法第72条では、兵役はトルコ国民全員の権利と義務である、と定めている。<sup>4</sup>

[目次に戻る](#)

### 8.2 兵役に就くための適格性

#### 8.2.1 軍事法第1111号第2条によると、「全ての男性の兵役 [適格] 年齢は当人の基本的市民権登録簿に記録された年齢に従うものとし、期間は当人が20歳に

<sup>1</sup> Australian DFAT, Country Information Report - Turkey, 10 September 2020

<sup>2</sup> Fanack, About Fanack, no date

<sup>3</sup> Fanack, Turkey's Gay Soldiers in the Crosshairs, 20 March 2018

<sup>4</sup> Australian DFAT, Country Information Report - Turkey, 10 September 2020

達する年の1月1日から41歳に達する年の1月1日までの期間とする」<sup>5</sup>。

#### 8.2.2 軍事法第1111号の第3条から第5条までによると、

「兵役〔適格〕年齢は徴兵期間、現役勤務、及び予備役〔名簿〕（中略）の3つの期間に分かれるものとする。

徴兵期間は兵役〔適格〕年齢の始まりを始期とし、ある部隊に配備されるまで続く期間を指す（以下略）」<sup>6</sup>。

#### 8.2.3 女性は兵役に志願することができる<sup>7</sup>。世界最大の地域別安全保障指向型政府間機構<sup>8</sup>である欧州安全保障協力機構（OSCE : Organization for Security and Co-operation in Europe）から2021年8月に出された安全保障事案に関する質問書への回答の中で、トルコ代表団は全ての男性トルコ国民の兵役完了義務に言及し、以下のように続けた。

「女性のトルコ国民はそうした義務を負わない。TAF〔トルコ軍〕に従軍する正規の女性士官及び下士官は自発的に入隊する（以下略）

男性の徴集兵でTAFの需要が満たされることから、女性国民を義務的兵役で縛る計画はない」<sup>9</sup>。

#### 8.2.4 安全保障の政治・軍事的側面に関する行動規範に関する質問書へのトルコ代表団からの回答書には、トルコ軍における女性の立場に関する詳細情報が付録1に記載されている。

#### 8.2.5 2023年4月の外務・英連邦・開発省（FCDO : Foreign Commonwealth and Development Office）との通信では、一連の情報源に依拠しているが、それによると、

「参謀（General Staff）は、毎年11月30日までにトルコ軍が必要とする予備役士官、下士官及び兵卒の数を国防省（Ministry of Defence）に通知することにより、同省が召集と配備のスケジュール、配分率、及び新兵の階級、職種、分科、特殊任務を判断できるようにする。予備役士官と予備役下士官（NCO）の需要は毎回の分類期間の前に再報告される（中略）。兵士は完全に無作為に各自の部隊に配備される。召集期間中に特定の地域で兵士の余剰が生じた場合、新兵は別の地域へ送られる可能性がある。例えば、直前の期間に西部へ配備された徴集兵が多かった場合、東部での兵士需要を満たすよう、徴集兵は主に東部へ配備される（以下略）」<sup>10</sup>。

[目次に戻る](#)

### 8.3 兵役期間の長さ

#### 8.3.1 2019年にアルモニター（AI-Monitor）が公表した記事によると、

「義務的兵役期間はトルコでは既に不平等な状態にあり、20歳以上で身体的及び精神的に適切な（かつ見た目に異性愛者である）男性全員が6か月ないし12か月間の従軍を期待される。高等教育機関で4年間の課程を修了した卒業生は兵卒、伍長又は軍曹として6か月間、あるいは士官として12か月間従軍

<sup>5</sup> Turkey: Law No. 1111 of 1927, Military Law, published by Refworld

<sup>6</sup> Turkey: Law No. 1111 of 1927, Military Law, published by Refworld

<sup>7</sup> US CIA, The World Factbook, Turkey, Military & Security, last updated: 28 March 2023

<sup>8</sup> OSCE, 'Who we are', no date

<sup>9</sup> OSCE, Response by the Delegation of Turkey to the Questionnaire..., August 2021

<sup>10</sup> FCDO, 'Annex B - Correspondence', 14 April 2023

する。一方、2年間のカレッジ学位以下の学歴の者は兵卒、伍長又は軍曹として12か月間従軍しなければならない。

### 8.3.2 2021年8月のOSCEへの回答におけるトルコ代表団の報告によると、

「徴兵制度では、徴集兵は軍隊構造における様々なポジションで従軍する。1つ目は一般隊員の地位での従軍である。この地位は高卒以下の学歴の徴集兵に適用される。これらの徴集兵の従軍期間は6か月間である。

2つ目の形態は士官の地位での従軍である。これは4年制のカレッジ以上の学歴の徴集兵に適用される。従軍期間は12か月間で、三尉として従軍する。

3つ目の形態はNCO（下士官）の地位での従軍である。これは2年制の職業カレッジ以上の学歴の徴集兵に適用される。従軍期間は12か月間で、下級曹長として従軍する」<sup>12</sup>。

### 8.3.3 徴兵期間は、2012年の法律以来、兵卒及び下士官の場合は6か月間である。これより前は12か月間であった。大学又はカレッジの卒業生から選ばれる予備役士官の従軍期間は12か月間のままである<sup>13</sup>。2012年の法律では兵役のバイアウト制度も常設となった。

### 8.3.4 6か月間の従軍完了後、徴集兵は兵役の延長を希望し、かつ適任であれば更に6か月間従軍することができ、見返りに月給を支給される。<sup>14</sup>

### 8.3.5 2023年4月の外務・英連邦・開発省（FCDO）との通信では、一連の情報源に依拠しているが、それによると、

「（中略）義務的兵役の期間は下士官及び兵卒の場合は6か月間、予備役士官及び予備役軍曹の場合は12か月間である。下士官と兵卒は1か月間の基礎軍事訓練を受けた後、5か月間部隊に配備され、更なる訓練を受け、従軍する。この訓練期間中は、最低賃金を下回らない手当を支給される。予備役士官と軍曹は2か月間訓練を受け、10か月間配備される。彼らは10か月間の配備期間中、給与を支給される」<sup>15</sup>。

[目次に戻る](#)

## 8.4 義務的兵役の概要

### 8.4.1 2023年4月の外務・英連邦・開発省（FCDO）との通信では、一連の情報源に依拠しているが、それによると、

「1990年代前半以来、トルコ国防省はトルコ軍のプロフェッショナル化、つまり、職業軍人のみ紛争地帯に配備するという取組を行っている。2010年当時、イスメット・ユルマズ（Ismet Yilmaz）国防大臣によると、下士官と兵卒は厳粛に必要とされない限りテロ対策作戦又は紛争地帯に配備しないとの方針であった（中略）。現在、イラク北部やシリアなど紛争地帯には下士官や兵卒はほとんど配備されず、軍は主に職業軍人を配備している。トルコの独立系報道機関によると（中略）TSKに所属する職業軍人の数が十分なレベルに達しつつあるのに伴い、兵役の適用範囲に該当する兵士及び一般隊員男性は、絶対的に必要でない限り作戦に駆り出されず、紛争にも投入されていない。彼らは以前と比べ、危険区域に配置されなくなり、特にイラク国境の

<sup>12</sup> OSCE, Response by the Delegation of Turkey to the Questionnaire..., August 2021

<sup>13</sup> US CIA, The World Factbook, Turkey, Military & Security, last updated: 28 March 2023

<sup>14</sup> US CIA, The World Factbook, Turkey, Military & Security, last updated: 28 March 2023

<sup>15</sup> FCDO, 'Annex B - Correspondence', 14 April 2023

ベースポイントと呼ばれる区域がそうである。こうした取組の結果、テロとの闘いでの殉死者が大幅に減少した（以下略）」<sup>16</sup>。

[目次に戻る](#)

## 9. 免除と代替措置

### 9.1 兵役の免除と延期

#### 9.1.1 2020年9月に公表されたDFATの国別情報報告書によると、

「兵役は若い男性の通過儀礼と捉えられているが、金銭的理由以外での兵役の免除又は延期は可能である。大学生は学業を完了するまで兵役を延期することができ、潜在的徴集兵は医学的に不適切である場合、国外在住中の場合（ただし後にトルコに帰還したら手数料を支払わなければならない）、又は同性愛者であることが「証明」された場合、免除され得る。地元の情報筋によると、潜在的徴集兵は自身の兄（又は弟）が兵役中に死亡した場合も免除され得る。ある人物が医学的に職務に向かないことを証明するためのテストは厳格である。（中略）身体障害を主張する場合、当人は障害が引き続き存在すること確認できるよう、適格期間中に2年おきに検査を受けなければならない」<sup>17</sup>。

#### 9.1.2 更に同報告書によると、「（中略）軍当局は、当人に兵役に関する賠償責任又は義務が残っていないことを示す、兵役免除文書を発行する。そうした文書には、不適格の理由に関する情報は記載されない。兵役に不適格な人々は、困難を伴うことなく公共部門又は民間部門で就職できる」<sup>18</sup>。

#### 9.1.3 2021年8月の安全保障に関するOSCEの質問書への回答におけるトルコ代表団の報告によると、

「（中略）法律第7179号第16条の定めるところにより、身体的又は精神的に兵役に就く資格のない者は、適格な公認の病院が発行する保健報告書によって証明されれば、この義務を免除される。

指定されるもう1つの免除は（中略）兵役中に死亡した者の兄弟、及び兵役中にテロの被害者となった殉死者の兄弟と息子の両方である。それらに該当する市民は、自発的に入隊を希望すると宣言しない限り、入隊を求められない。

移住によってトルコの市民権を獲得したトルコ国民、及び移住前の国で入隊していた又は兵役を完了したトルコ国民も、兵役を免除される。

任用法（Recruitment Law）（法律第7179号）では、学生が徴兵される前に高等教育（大学及びLLM又はPhD課程の指導機関での教育）を完了することを認めているが、学生の地位を保持し、32歳以下であることが条件である」<sup>19</sup>。

#### 9.1.4 米国中央情報局（CIA : Central Intelligence Agency）の「ワールド・ファクトブック（World Factbook）」によると、「大学に在学中又は特定の職業に就いている者は兵役を遅らせることができる（研究者、専門家及び運動選手、

<sup>16</sup> FCDO, 'Annex B - Correspondence', 14 April 2023

<sup>17</sup> Australian DFAT, Country Information Report - Turkey, 10 September 2020

<sup>18</sup> Australian DFAT, Country Information Report - Turkey, 10 September 2020

<sup>19</sup> OSCE, Response by the Delegation of Turkey to the Questionnaire..., August 2021

又は芸術的才能を有する者は35歳まで兵役を延期する権利を有する)」<sup>20</sup>。

- 9.1.5 性的指向及び兵役免除について詳しくは「[LGBTIコミュニティ](#)」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 9.2 国際渡航

- 9.2.1 他の出典を引用したカナダ移民難民委員会（IRB : Immigration and Refugee Board）の2021年11月18日付けの報告書によると、

「オランダ外務省の指摘によると、秘密の情報筋の話として、個人が兵役を完了しようとしている間にパスポートを取得する能力を制限する法律規定はないが、「徴集兵が兵役履行中に脱走した場合は例外である」（オランダ、2019年7月、10頁）。オーストラリアのDFATによると、兵役をまだ完了していないが「それを理由とする制裁措置もまだ受けていない」適格な国民はパスポート取得を制限されず、また兵役完了がパスポート取得の要件というわけでもない（オーストラリア、2020年9月10日、第5.39項）。同じ出典によると、MERNIS（中央市民登録システム（Central Civil Registration System））に兵役回避者として登録された者はパスポートを発給されない（オーストラリア、2020年9月10日、第5.39項）」<sup>21</sup>。

- 9.2.2 2022年3月2日付けのオランダ外務省による「総合出身国情報（General Country of Origin Information）」という報告書によると、「知る限り、兵役をまだ完了していない者でも合法的にトルコから出国できる」<sup>22</sup>。

- 9.2.3 国外で居住し働いている人々向けの選択肢に関する情報については「[バイアウト制度](#)」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 9.3 書類作成

- 9.3.1 カナダIRBは2021年11月に情報請求に対する回答を、様々な出典を引用しつつ公表し、それによると、

「オランダ外務省が公表したトルコの兵役に関するテーマ別報告書の中で引用した「秘密の情報筋」によると、トルコの兵役に関する法制では、徴集兵の兵役状態を記載した文書又は記録がいつ発行されるかについて「言及がなく」、ただし例外として「軍隊身分証明書（askerlik cüzdanı）」が「兵役中に」発行される（オランダ、2019年7月、10頁）」<sup>23</sup>。

- 9.3.2 カナダIRBの報告書ではトルコの1927年の法律第1111号、軍事法の第44条と第55条にも言及しており、これらの条項では任用の詳細を以下のとおり規定している。

### 「第44条

発表を行うことができるようにするための集合命令の地方自治体への通知と同様に、兵役担当支局は任用予定者の氏名を記載した様式を2通、本人が番号を有するか否かを問わず、健全者及び障害者、（完全従軍予定者と短期従軍

<sup>20</sup> US CIA, The World Factbook, Military service age and obligation, no date

<sup>21</sup> Canadian IRB, Turkey: Military identification for active and completed..., 18 November 2021

<sup>22</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey, section 9.3, 2 March 2022

<sup>23</sup> Canadian IRB, Turkey: Military identification for active and completed..., 18 November 2021

予定者) について、当人が居住する村及び地区に従って作成するものとし、また当人がくじで引いた番号に従って、様式の下部に、召集対象者が支局センターに出頭しなければならない日を記載し、支局センターはそれに公印を押印し、現地の最上位の行政官宛に送付するものとする。

#### 第45条

行政官は、召集対象者が支局センターに出頭すべき日に関して当人自身へ、あるいは当人が村又は地区に不在の場合は父親、きょうだい等の近親者へ通知するために、様式1通を警察及び憲兵隊経由で村若しくは地区の議会又は長老委員会へ送付するものとする。行政官は長老評議会により署名又は押印されたもう1通を保有して、様式を受領した旨を示すものとし、その後、それを兵役担当支局へ返却するものとする。所在地を問わず、軍に召集された者は当人が居住する地元地域で本条及び第43条に従って為される発表を手段として既に召集済みとみなされるものとする（トルコ、1927年）」<sup>24</sup>。

#### 9.3.3 軍隊身分証明書に関して、同じ出典によると、

「オランダ外務省が引用した秘密の情報筋によると、兵役に就くことを承認された男性のトルコ国民は、配属先の部隊や基礎訓練を受けるために報告しなければならない訓練施設を含む軍での任務の詳細に関係する文書を収集するよう指示する「通知書」を軍登録事務所から発行される（オランダ、2019年7月、10頁）。更に同じ出典によると、トルコ軍・内務法（Law on the Turkish Armed Forces and Internal Services）に従って、軍隊身分証明書は従軍中の軍隊員の「公式身分証明」である（オランダ、2019年7月、10頁）。更にオランダ外務省によると、秘密の情報筋の話として、軍隊身分証明書は徴集兵へ兵役中に、「通常は」兵役開始時点で発行され、隊員は「たとえ私服着用時でも」「常時」「携行する」よう要求される（オランダ、2019年7月、10頁）。

調査局（Research Directorate）との通信の中でストックホルム自由センター（SCF : Stockholm Center for Freedom）という、スウェーデンに「亡命した」複数のジャーナリストが創設し、特にトルコにおける法の支配、民主主義、人権を唱道する非営利組織（SCF、日付不詳）の代表者が述べたところによると、現役で兵役に就いているトルコ国民は「トルコ軍から軍隊身分証明カードを発行される」（SCF、2021年10月26日）。<sup>25</sup>

#### 9.3.4 カナダIRBの情報請求に対する回答にも、軍隊身分証明カードの外観と保安上の特徴が詳しく記載されている。<sup>26</sup>

#### 9.3.5 さらに、カナダIRBによると、兵役を務めあげたトルコ国民は全員、除隊証明書を発行され、これは兵役状態証明書とも呼ばれる。続けてカナダIRBの報告書によると、

「（中略）[除隊証明書]は電子政府ゲートウェイ（e-Government Gateway）のウェブサイト経由でアクセス可能である（米国、日付不詳）。同じ出典によると、このポータルにアクセスするには、ユーザーはトルコの郵便サービスを通じて登録する必要がある（米国、日付不詳）。更に、米国の互惠協約一覧（Reciprocity Schedule）によると、兵役を延期した者について

<sup>24</sup> Canadian IRB, Turkey: Military identification for active and completed..., 18 November 2021

<sup>25</sup> Canadian IRB, Turkey: Military identification for active and completed..., 18 November 2021

<sup>26</sup> Canadian IRB, Turkey: Military identification for active and completed..., 18 November 2021

ては軍支局を通じて軍の記録を取得しなければならない（米国、日付不詳）。同様に、SCFによると、兵役を完了した国民又は「まだ完了していない」国民は政府のオンラインポータル〔電子政府ゲートウェイ〕経由で兵役状態証明書を取得できる（SCF、2021年10月26日）。更に、同じ出典によると、この文書にはあるトルコ国民の「現在の兵役状態」、例えば兵役を既に完了しているか又は延期しているかに関する情報が記載される（SCF、2021年10月26日）<sup>27</sup> 兵役状態証明書の見本が同報告書に添付されている。

### 9.3.6 更に、カナダIRBによると、

「以下のセクションに記載の情報は調査局との通信の中でSCFから提供されたものである。

適格な国民はオンライン政府ポータル経由で、自分の国民身元識別番号とパスワードを使用して兵役状態証明書の取得請求を出すことができ、この証明書はトルコ国内では郵便局で、国外ではトルコの外交使節団から取得することができる。オンライン政府ポータルへのアクセスを一旦許可されれば、兵役状態証明書を取得するために「他の証拠書類は必要ない」（SCF、2021年10月26日）<sup>28</sup>。

### 9.3.7 軍当局は、当人が兵役に関する賠償責任又は義務が残っていないことを示す、兵役免除文書を発行する。そうした文書には、不適格の理由に関する情報は記載されない。<sup>29</sup>

[目次に戻る](#)

## 9.4 バイアウト制度

### 9.4.1 2021年8月の安全保障に関するOSCEの質問書への回答におけるトルコ代表団の報告によると、

「国外で働いている国民向けに特別な取決めが（中略）設けられている。500万人余りのトルコ国民が国外で暮らしている。それらの人々の居住国における権利と地位の保護に役立つよう、1980年から特別な取決めが施行されており、これにより国外居住者は補償料を支払うことで義務的兵役を完了することができる。この権利の恩恵に与るための前提条件は、外国における被雇用者又は雇用主いずれかの立場での3年以上の雇用継続である」<sup>30</sup>。

### 9.4.2 2019年6月に導入された新法では、1か月間の軍事訓練を完了した徴集兵について、31,000トルコリラ〔約898ポンド<sup>31</sup>〕（2020年6月時点）の手数料を支払って残りの5か月分を買い取る（バイアウト）ことを認めている。これは新法の導入後に召集された人々に限り適用される。既に召集回避者とみなされている者は新法及びバイアウト制度の適用を受ける資格がない<sup>32</sup>。注記：USSDの国際宗教自由報告書2021年版（Report on International Religious Freedom）」（2021年の出来事が対象）によると、兵役のバイアウトを行うために支払わなければならない手数料が43,151トルコリラ〔約1,251ポンド<sup>33</sup>〕に引き上げられ、人々は3週間の訓練プログラムの完了を要求されるよう

<sup>27</sup> Canadian IRB, Turkey: Military identification for active and completed..., 18 November 2021

<sup>28</sup> Canadian IRB, Turkey: Military identification for active and completed..., 18 November 2021

<sup>29</sup> Australian DFAT, Country Information Report - Turkey, 10 September 2020

<sup>30</sup> OSCE, Response by the Delegation of Turkey to the Questionnaire..., August 2021

<sup>31</sup> Xe Currency Converter, 1 TRY = 0.028983897 GBP, 18 August 2023

<sup>32</sup> Australian DFAT, Country Information Report - Turkey, 10 September 2020

<sup>33</sup> Xe Currency Converter, 1 TRY = 0.028983897 GBP, 18 August 2023

になった。<sup>34</sup>

#### 9.4.3 2019年のデイリー・サバ（Daily Sabah）の記事によると、

「新制度の狙いは、軍隊の効率化、及びテロ対策作戦のために危険な区域へ派遣される前に短い軍事訓練を受けねばならない若い男性ではなく十分に訓練を積んだプロフェッショナルに頼るという「プロフェッショナル」のコンセプトへと軍隊が移行できるようにすることである。トルコは既に徴集兵を危険地帯に配備することを断念しており、また新制度を通じ、徴集兵の数をなるべく減らす一方で有償兵役によって増収を図ることを狙いとしている。新法では、これまでほとんど実施されていなかった有償兵役免除を、20歳から41歳までの人々を対象に恒久化している。1か月足らずの短い訓練期間を除き、人々は所定の手数料を支払えば兵役を免除される。

これに伴い、身体的に適格な20歳の若い男性の義務的兵役が12か月間から6か月間に短縮される。徴兵制度におけるもう1つの画期的な変更は、徴兵期間の自発的延長である。従軍期間を更に6か月間延長することを希望する者は、所定の給与を支給される形で延長を許可され、給与は現在2,000トルコリラと定められている最低賃金を下回らないと定められている<sup>35</sup>。

#### 9.4.4 VR DER（良心的兵役拒否協会（Vicdani Ret Dernegi））が2021年にトルコでの兵役に関して2021年に公表した報告書（VR DER報告書2021年版）によると、

「2019年以来、徴兵法（Law on Conscription）の採択に伴い、一定の金額の支払を通じた兵役短縮がトルコの兵役制度の下で恒久的に可能になっている。徴兵法第9条の下、国防省が決める一定の金額を支払い、かつ1か月間の基礎軍事訓練を完了した者は、兵役完了者とみなされることになる。このオプションの選択者数が、支払を通じた兵役短縮対象として決められた数を超える場合、このオプションを選ぶことができる者はくじ引きで決まる。

支払オプションを通じた兵役短縮の資格を有するが、この権利を剥奪された者は、このオプションを再び与えられない。兵役を既に開始した者、召集回避者とされた者、及び徴兵を回避して隠れている者は、このオプションの恩恵に与ることができない<sup>36</sup>。

#### 9.4.5 兵役未完了者のトルコ出国許可に関する情報については「[国際渡航](#)」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 10. ゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者

### 10.1 軍隊におけるゲイ／バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者の認知と取扱い

#### 10.1.1 ヒュリエット・デイリー・ニュース（Hurriyet Daily News）というトルコの報道機関<sup>37</sup>が2014年8月23日に公表した記事に、2014年に27歳で義務的兵役に就いたあるゲイの男性の経験が記載された。彼が困難に直面したかどうかについて尋ねられたカーン・アーター（Kaan Arter）の記述によると、

<sup>34</sup> USSD, 2021 Report on International Religious Freedom: Turkey, 2 June 2022

<sup>35</sup> Daily Sabah, 'Parliament adopts bill reducing conscription, making paid...' 25 June 2019

<sup>36</sup> VR DER 'Conscientious objection to military service in Turkey', 2021

<sup>37</sup> Hurriyet Daily News, 'Homepage', nd

「困難がなかったと考えられるだろうか？そこは理由も論理もない場所である。しかし、誰にとってもタフな場所である。私が言おうとしているのはその点である。貴方が自分自身と自分の権利を自覚していれば、誰もわざわざ貴方に危害を加えようとはしない。貴方が教育を受けている、あるいはインターネットやソーシャルメディアを積極的に利用しているのなら、怖がるであろう。見れば分かるが、誰かが、司令官でさえ、貴方に虐待を加えようとするとすれば、苦情を申し立てるための非常に強固な仕組みが存在する。首相府通信センター（Prime Ministry Communications Center）がある。1週間以内に「この兵士がこれらの申立てを届け出た」ことが告示され、抗弁が求められる。しかしもちろん、「過剰に女性っぽい」又はトランスセクシャルである又は本当に兵役に就きたくない人は、行くべきではない。そこで60人の男性と一緒に生活するのである（以下略）」<sup>38</sup>。

#### 10.1.2 同じ記事で更に引用されたカーン・アーターの発言によると、

「一部の人々は免除してもらうために障害証明書を取得できる可能性がない。例えば、従軍した後に政府職員として働きたい人々。あるいは自分がゲイであると言いたくない人々。状況に対処できる強さがない人々。彼らは途方もないジレンマに直面している。従軍しなければならないが、怖がっている。私は彼らに、恐れずに行け、と言いたい。そう悪いことでもない。私は実際、非常に困難な状況下で対処してきた」<sup>39</sup>。

#### 10.1.3 アーター氏がどのように兵役中に虐待を避けることができたのかを考えつつ、彼は次のように述べた：「私は27歳であった。そこにいた多くの人々より年上であった。私は教師であったため、皆から先生と呼ばれた」<sup>40</sup>。

#### 10.1.4 同じ記事ではアーター氏が義務的兵役に就いていた間に他のゲイの男性を意識していたかどうかを探究し、それによると、

「そんなことは起こり得ないだろうか？（中略）私のボーイフレンドが訪ねてきてくれた。我々は兵舎の入口にある衛兵所の前の壁越しに話していた。彼が持ってきてくれた食べ物を食べていた。我々のすぐ隣に2人の男性がいて、彼らも同じように話していた。うち1人が兵士で、私は彼を知っていた。我々は彼らも同じくゲイなのかどうか尋ね、何故なら人々の顔にそうとは書かれていないからである。誰もが女性らしくあらねばならないということもない。とにかく我々は衛兵所に戻り、ボーイフレンド達は話しながら帰路についた。私のボーイフレンドから電話があり、彼は「そうだ。君はゲイの兵士である友人がもう1人増えたではないか！」と言った。<sup>41</sup>

#### 10.1.5 ファナックが2018年3月20日に公表した記事によると、

「2018年2月、トルコの最高裁判所は、同性愛者の隊員を軍隊から排除することを認めている軍事刑法（Military Penal Code）における規則の廃止を求めた申請を棄却した。軍独自の裁判所の1つの所見によると、この規則は「自然に反する親密な関係」にある又はそうした関係を助長する軍人の排除を要求する規則であり、個人の（中略）を保護する憲法上の権利を侵害するものである。

<sup>38</sup> Hurriyet Daily News, 'Being a gay man in the Turkish military', 23 August 2014

<sup>39</sup> Hurriyet Daily News, 'Being a gay man in the Turkish military', 23 August 2014

<sup>40</sup> Hurriyet Daily News, 'Being a gay man in the Turkish military', 23 August 2014

<sup>41</sup> Hurriyet Daily News, 'Being a gay man in the Turkish military', 23 August 2014

とはいえ、同裁判所は規制を支持し、つまり、ゲイの士官はトルコ軍から排除される可能性があり、下士官は降格になり得る、という見解を支持した」<sup>42</sup>。

10.1.6 ミネソタ大学 (University of Minnesota) ジェンダー・女性・性的指向学部 (Department of Gender, Women, and Sexuality Studies) 所属のタンクット・アトゥク (Tankut Atuk) が2019年に公表した専門誌記事 (以下、「2019年のT.アトゥクの記事」) ではゲイ/バイセクシャルの男性及びトランスジェンダー者に対する軍隊の認知とそれらの人々の経験を探究した。彼の方法論の説明によると、

「(中略) 従軍した複数のゲイの男性とトランスジェンダー女性1人 (当時はゲイの男性として区別されていた) に関する7件の口述歴史、及び私自身を含め免除証明書を取得した複数のゲイの男性に関する5件の口述歴史に基づく。加えて、私は軍病院に勤務する精神科医を取材し、また同性愛者又はトランスジェンダーであると主張する徴集兵の検診に立ち会った。回答者は25歳から45歳までの範囲であった。最年長者は1995年に、そして最年少者は2014年に兵役に就いた。私は2015年から2016年にかけて雪だるま式サンプリングと個人的人脈を通じ、異なる年に異なる都市から別々の軍部隊で従軍した回答者と連絡を取った。私自身を除き、彼らは全員がイスタンブール (Istanbul) 市内にある同じ軍病院で検診を受けた。回答者のうち、最も早い免除証明書発行年は1990年で、最新が2012年であった一方、私自身は2017年に取得した。証明書又は兵役について話すことに対する全般的な消極性や不安の結果、残念ながら、1年間にわたり探索したものの、より多くの回答者には出会えなかった」<sup>43</sup>。

10.1.7 同じ記事によると、

「2013年まで、トルコ軍は (中略) 「同性愛、服装倒錯、性別不合」を第17条の下での「心理・性的欠陥」と定義し、1927年以来、他の全ての男性トルコ国民に義務付けられてきた兵役からの除外理由と位置付けた。2013年に「疾病及び障害リスト」が修正され、「外見で分かる性同一性及び行動欠陥」を有する者が免除されるようになった。(中略) 医学的・軍事的見地から、「外見で分かる過剰に女性っぽい」、つまり男らしくない男性は軍隊の秩序に深刻な危険をもたらす脅威的人物と捉えられる (実際、そのように紹介される)」<sup>44</sup>。

10.1.8 続けて同じ記事によると、

「(中略) 男性の同性愛/異性愛という2つの要素は、セジウィック (Sedgwick) (1990年) によれば現代の西洋社会における組織化原則であり、トルコでは性的指向よりむしろ、頑健な (本物の) 男性と男らしくない男性の間でのジェンダー区別によって2つの要素が定義される。これは異性愛が元来の規範ではないという見解ではなく、むしろ性的な指向と逸脱は性的選好ではなくジェンダーの違いによる行動や慣行の面で理解されるということ暗に意味する」<sup>45</sup>

10.1.9 T.アトゥクの記事では更に、性的指向に対する軍の認知について記述し、そ

<sup>42</sup> Fanack, Turkey's Gay Soldiers in the Crosshairs, 20 March 2018

<sup>43</sup> T. Atuk, 'Comrades-in-[Each Other's]-Arms: Homosociality, Masculinity...', 2021

<sup>44</sup> T. Atuk, 'Comrades-in-[Each Other's]-Arms: Homosociality, Masculinity...', 2021

<sup>45</sup> T. Atuk, 'Comrades-in-[Each Other's]-Arms: Homosociality, Masculinity...', 2021

れによると、「トルコ軍保健規制 (Health Regulation) では、「精神病 (Mental Health Illnesses)」というセクションにおいて (2013年保健規制)、「外見で分かる性同一性欠陥及び行動欠陥」を抱える者は軍隊内では許可されないと記されている。ここでのキーワードは「外見で分かる」と「行動」であり、外見で分かる行動欠陥とは、身体の表面にみられる欠陥を指すということが極めて明白である」<sup>46</sup>。

- 10.1.10 ある人が兵役に就く能力を評価する際に重要となるとおり、「女性らしさ」という概念を考察しつつ、同じ記事によると、

「軍隊環境に境界はない (中略) そこで起こることはそこにとどまる。 (中略) 彼らは貴方を単に好色と考え、それ以上のことはない」と信じているセリム (Selim) (29歳、従軍年: 2014/2015年) を除き、他の回答者全員が、実際のところ兵士間でジョークや親密な関係に限界があり、それはつまり女性らしさ/男らしくなさである、と指摘した。ファーリ (Fahri) (25歳、従軍年: 2013/2014年) によると、

「限界は女性らしさである。女性らしさは極めて重要である。兵役に同性と異性の区別はない。彼らは、女性的な男性が相手なら性交してよいと考えている。またトップの (挿入側の) 参加者は同性愛者と呼ばれることなく、うまくやっけていける。 (中略) 彼らは「俺は奴と性交して、それでもまだ真の男でいられる」と考える。しかし貴方が男らしくなければ、たとえ快樂目的でも、誰にも性的にアプローチできない。

これらのゲイの元兵士のおかげで我々が新たに認識できるのは、同性同士の [同性者間での社会的結束] 軍隊文化で成り立つ組織における男らしくなさという基軸的役割である。女性らしくない男性は同性社会の十分に守られた限度内で安全に闊歩できる。つまり、身体が力強い男らしさを維持する限り、同性社会の限界はたやすく破られない。アルマズが共有した逸話がもう1つあり、彼はある兵士にキスをお返しするつもりだったのだが、その兵士が最初にアルマズの唇に「冗談で」キスしたにもかかわらず、激しく拒絶された。アルマズも、男らしさを演じている限り同性愛的なジョークは許容されると確信していたのだが、彼は失敗してしまったと主張している」<sup>47</sup>。

- 10.1.11 同じ記事では「女性らしい」と認知された徴集兵の取扱いと、男らしさを重視する姿勢も考察しており、それによると、

「夜に兵舎で密かに他の兵士から繰り返し強姦され、昼間は他の兵士の前で同じ集団に何度も繰り返し殴打されたという、ある兵士の不運な話に言及したのはファーリであった。規範が曖昧で厳格な境界のない状況に直面する中、不可侵の男らしさを保つことは一層難しくなり、兵士は安全地帯の維持という任務を共有せざるを得なくなるため、それでもなお男らしさを危険にさらすことなく任務の恩恵に与ることができる。女性らしい振舞いで告発され有罪とされた兵士に対する屈辱や処罰を手段として、強姦犯の兵士は同性社会の限界を破ってしまったにもかかわらず、自分の男らしさを取り戻す。予想されるとおり、懲戒は公衆の目の前で行われる結果、強姦犯の傷付けられた男らしさをとにかく多くの男性が目撃し、再確認し得る。男らしさは外部からの確認に付随するものであり、それが転じて、絶え間ない検証を懇願

<sup>46</sup> T. Atuk, 'Comrades-in-[Each Other's]-Arms: Homosociality, Masculinity...', 2021

<sup>47</sup> T. Atuk, 'Comrades-in-[Each Other's]-Arms: Homosociality, Masculinity...', 2021

する男性の主体性の更なる衰弱につながる」<sup>48</sup>。

#### 10.1.12 これに関して、同じ記事での指摘によると、

「直腸と女性化の間の関係は特に、精神衛生カウンセラーとして従軍したファーリ（25歳、従軍年：2013/2014年）がある逸話を共有した際に明らかになった。彼の従軍の2か月目か3か月目に、2人の男性が性交中に他の兵士に捕らえられた。この事件が司令官に知らされた直後、受け身側（ボトム）であった兵士は軍から排除された一方、もう1人の兵士は男らしさを傷付けられることなく、警告を受けただけで済んだ」<sup>49</sup>。

#### 10.1.13 2019年のT.アトゥクの記事では男らしさの「偽装」という概念と、これを義務的兵役中に試そうとした兵士の経験も考察し、それによると、

「男らしくない身体で男らしさを演じることは軍隊では許されず - それは抑圧されないにせよ嘲笑される - 男らしくない身体が同性社会の安全地帯に浸透し得るといふのはあまりにも危険だからである。軍隊におけるもろい男らしさは、男らしさが自然なことであり、偽装又は演じることがあつてはならないという異性愛の規範的な主張に賛同する意図を伴う（非）真正性の事例に警鐘を鳴らすものである。バター（Butler）（1993年、129～130頁）によると、見せかけのぜい弱性は、演じることがそのように解釈され得ない範囲でしか成功し得ないという事実に起因する。しかし、パフォーマンスがいかに強く説得力があるかに関係なく、それはどこかの段階で失敗すると予想され、特に、パノラマ的な監視と統制が行われる空間においてはそうである。ハッキ（Hakki）、セリム及びファーリは「本物の男性」として通過しようとした無駄な試みの話と、彼らが多大な努力を尽くしたにもかかわらず、全員が男らしさの偽物と解釈され、公然と嘲笑された話を共有した。ある日、屋外演習中、1人の兵士が大きな笑みを浮かべながら公然とハッキに対し、同性愛の男性を受け入れることで知られるクラブ17（Club 17）を知っているかと尋ねた。「私は最善を尽くした。闘い方は知らないが、そこではタフでなければならないことは知っていた。私は自分らしく行動しないよう努めた（中略）それは自分が同性愛者であることを隠すためであった。私は最善を尽くしたが、それでもない彼らは陰口を言い、私の正体を知っていた」（ハッキ）。3人がいずれも身体的又は性的な暴力には遭遇しなかったものの、代わりに公の場で嘲笑されたこと理由は、彼らの教育的背景にあり、学歴のおかげで彼らは軍隊のヒエラルキーの中で上位の階級に就くことができたのである。他方、セレン（Seren）は小学校卒業の学歴で入隊し、何ら権限を与えられなかった。彼女は合格が明らかになった際、他の兵士から性的及び身体的な虐待を受け、殺害脅迫も受けた」<sup>50</sup>。

#### 10.1.14 2020年10月に公表されたトルコに関する欧州委員会の2020年版の報告書によると、

「レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）者の基本的権利に関して重大な懸念が存在する。軍隊の懲罰制度又は医療規制では同性愛を「心理・性的障害／病気」と定義しているが、これらに何ら変更が導入されていない。全ての治安要員について「異常／性的倒錯」行為を行った者の解任を規定する治安部隊の懲罰規定に関する

<sup>48</sup> T. Atuk, 'Comrades-in-[Each Other's]-Arms: Homosociality, Masculinity...', 2021

<sup>49</sup> T. Atuk, 'Comrades-in-[Each Other's]-Arms: Homosociality, Masculinity...', 2021

<sup>50</sup> T. Atuk, 'Comrades-in-[Each Other's]-Arms: Homosociality, Masculinity...', 2021

法律の実施状況を監視する必要がある」<sup>51</sup>。

[目次に戻る](#)

## 10.2 免除プロセス

### 10.2.1 アルモニターが2015年11月17日に公表した記事によると、

「(中略) 自分の性的指向に基づいて免除を受けるには、男性は自分がゲイであることを公然と宣言しなければならない - この宣言は当人がその後、生涯にわたり確実に差別されることにつながる宣言である。そのようにするか、さもなければ当人はゲイとしてのある自己同一性を1年間成功裏に隠さなければならない。

(中略) 先週 (中略) 軍はこっそりと、規制における最も論争の的となる規定を改正した。医師は現在、同性愛者が示す行動や口頭で行う宣言を観察するだけである。言い換えれば、同性愛者は自己同一性を開示するかしないかを選択できる。開示する場合、この宣言が医師の判断の唯一の根拠となる (以下略)」<sup>52</sup>。

### 10.2.2 2018年3月のファナックの記事によると、

「(中略) 新兵候補が同性愛者であるかどうかをテストする当局のやり方は、人権団体から幅広く批判されてきた。一部の部隊がゲイの新兵を特定するために用いていた「肛門検査」は2015年に徐々にみられなくなった一方 (中略) ゲイの男性は依然、差別されやすい。新兵は自分の性的指向を理由に兵役回避を希望する場合、性的指向や経験の性質に関する集中的な尋問を受けることを義務付けられ、また多くの場合、同性愛的行為に関与していることを示す写真又はビデオでの証拠を提出するよう要求される。更に、これらの兵士は除隊する時にこの差別を逃れることができない。

自分の「不名誉になるような」写真又はビデオが政府のデータベースに保存されている可能性があることと同様に、ゲイの男性ははるかに多くの公の場での「アウトティング (暴露)」にも耐えなければならない。兵役を完了すると、兵士は名誉ある従軍を証明する緑色の証明書を発行される (中略)。性的指向を理由に兵役を免除された男性は代わりに桃色の証明書を発行される。トルコのほとんどで同性愛嫌悪の姿勢が共通してみられ、非常に伝統的な形態の男らしさがもてはやされる状況において、この桃色の書類は長年に及ぶ差別を意味し得る。LGBTコミュニティに対する攻撃は日常茶飯事で、この桃色の証明書の所持者は性的指向を公言せざるを得なくなり、そうした人々はトルコでも比較的寛大な都市部以外で暮らす場合、間違いなく、性的指向を隠しておく方が安全であろうと思われる」<sup>53</sup>。

### 10.2.3 カオス (Kaos) GLという、トルコのLGBTI団体が公表した記事に<sup>54</sup>、あるトランスジェンダー者が2018年に医学的免除を取得した際の経験が掲載された。ゲイであることを「医学的免除」と認識してくれると期待できる医師に診てもらうのに最初は苦労したものの、彼らは最終的に兵役免除を目的としてある医師に「評価」してもらった。この記事によると、

「医師は私に、画像や肛門検査を要請するわけにはいかないと話し、質問に

<sup>51</sup> European Commission, Turkey 2020 Report, 6 October 2020

<sup>52</sup> Al-Monitor, 'Gays seeking military exemption in Turkey no longer need...', 17 November 2015

<sup>53</sup> Fanack, Turkey's Gay Soldiers in the Crosshairs, 20 March 2018

<sup>54</sup> Kaos GL, 'About us - Who are we?', nd

答えるよう私に要求した（中略）。

「質問は例えば、いつ頃から感じるようになりましたか？初めてアナルセックスをしたのはいつですか？始めて集団セックスをしたのはいつですか？家族は知っていますか？友達には知っていますか？パートナーがいますか？といった内容であった。彼はこれらの質問を尋ね、私の身体的特徴について「女性らしい声の調子、女性らしい仕草（中略）一様の身なり」と記述し、歩いてみるよう要求した。彼はその様子もメモした。その後、私は彼に書いてもらった書類を医療委員会の委員長に提出した」<sup>55</sup>。

#### 10.2.4 2019年のT.アトゥクの記事では免除プロセスが数年間にわたりどう変化してきたかを探究した。2017年に免除プロセスを申請した自身の経験を記述したT.アトゥクの記事によると、

「2017年の春、私はトルコで施行されている義務的兵役を免除してもらおうべく、免除証明書（会話では「腐った報告書」又は「桃色の証明書」と呼ばれる）申請した。自分が「心理・性的な病気」であることをトルコ軍に納得してもらうために行う必要があったのは、複数の医師からなる委員会の場でいちかばちかの独演会を行い、芝居がかった大げさな女性らしさを演じると同時に可能な限り本物の自分らしくあること、それだけであった。私は主観的に自分を注視する医師に従うことは気にならなかった。すなわち代表質問が不可避であるならば少なくとも私は自分にとって利益になるような類の質問を選ぶであろう（中略）。私は医師団の前にばっちり化粧をして現れ、タイトなジーンズと宝石を身に付け、怖がるように斜めに立ち、過剰に多くのスペースを占有せず、それは「本物の男性」だけが仁王立ちすると分かっていたからである。そして彼らが期待するような形で聞こえるよう声を調節した（以下略）」<sup>56</sup>。

#### 10.2.5 2019年のT.アトゥクの記事では2008年に免除証明書の取得に成功したもう1人のゲイの男性の経験も取り上げ、それによると、

「オンダー（Önder）（35歳、2008年に免除）による以下の説明は、医師から注視される状況で男らしくなさが果たす役割を強調するものである。

「私はひげが問題になるであろうと考えていた。私は入念にひげを剃ってから会合に参加した - ただし私は普段の生活では決して顔を剃らない（中略）。彼らにとって、ゲイの男性のイメージは「parlak」（顔又は身体の毛がないことを意味するトルコ語）であり、その次に、少々女性っぽいというイメージである。私はそれを過剰に誇張しなかった。中には化粧する男性もいるが、私はしなかった（中略）。私はスキニーなパンツと女性もののシャツを着ただけであった」<sup>57</sup>。

#### 10.2.6 同じ記事では免除プロセスの一環として用いられる評価のパラメーターを検証し、それによると、

「軍医が求める様々なタイプの許容可能な証拠は、注視する医師が「同性愛、服装倒錯、性別不合」の診断よりむしろ男らしさの最大の敵、すなわち男らしくなさの痕跡の追跡に関心がある（又はそうした能力がある）ことをはっきり示すものである（コンネル（Connell）、2005年；キンメル

<sup>55</sup> Kaos GL, "How did I get the 'unfit for military service' report?", 23 March 2018

<sup>56</sup> T. Atuk, 'Comrades-in-[Each Other's]-Arms: Homosociality, Masculinity...', 2021

<sup>57</sup> T. Atuk, 'Comrades-in-[Each Other's]-Arms: Homosociality, Masculinity...', 2021

(Kimmel)、2011年)。とはいえ、おそらく医師の科学的権威は文化的ステレオタイプに深く根差しており、すなわち(兵士になれる)本物の男性を腐った男性と区別する要素は単純に男らしくなさである。また、家・樹木・人物(HTP: House- Tree- Person)人格テストには女性らしさ/男らしさの尺度が含まれ、免除証明書の取得者は女性らしさの平均点が「正常」を上回ることも分かる。私はオーベン(33歳、2012年に免除)の証明書を見せてもらう機会があり、彼の証明書には「患者」の「女性らしさの平均点が正常を上回る」と書いてあり、結果として彼は「重症の心理・性的欠陥」と診断された<sup>58</sup>。

10.2.7 同じ記事では軍病院に勤務するある精神科医の経験にも注目し、それによると、「ある精神科医が(中略)個人的には同性愛を病気とする意見には賛成でないものの、問題とされる徴集兵が軍の秩序を脅かす危険な存在であることを何らかの形で軍に納得してもらわねばならなかった、と認めた。それを実践するための唯一の方策は当人の男らしくなさにスポットライトを当てることであった」<sup>59</sup>。

10.2.8 2020年9月のオーストラリアDFATの報告書によると、「(中略)潜在的徴集兵は(中略)同性愛者であることが「証明」された場合、免除され得る。(中略)同性愛は心理社会的な病気とみなされ、軍が承認した医師による非侵襲的診断及び写真証拠の提出という2通りの形で証明されなければならない」<sup>60</sup>。

10.2.9 他の出展を引用しつつ、カナダIRBが2021年11月に公表した質問回答書によると、

「情報筋によると、2015年まで、ゲイの男性のトルコ国民が軍に徴兵された場合、性的指向に基づく兵役免除を得るには「肛門」(オランダ、2019年7月、16頁)又は「全裸」(アルモニター、2015年11月17日)検査を受け、写真証拠を提出しなければならなかった。中東、北アフリカ、トルコに関する報道のほか、これらの地域に関する米国とロシアの政策についても報じるオンライン報道機関である(アルモニター、日付不詳)アルモニターによると、そうした免除報告書を取得するには公的宣言が必要であり、またアルモニターが取材したあるゲイの徴集兵の話として、「桃色の証明書」として知られる免除すなわち「不適合」証明書を受け取ることは「ゲイとしての自分の自己同一性の開示と文書化」を意味する(アルモニター、2015年11月17日)。情報筋によると、2015年に、公式声明が兵役免除報告書取得のための唯一の要件になった(アルモニター、2015年11月17日;オランダ、2019年7月、16頁)」<sup>61</sup>。

10.2.10 2022年3月2日付けのオランダ外務省の国別情報報告書によると、

「同性愛者としての自己同一性と指向を有すること自体は兵役免除の根拠にならない。当局が兵役免除を認め得るのは、徴集兵の同性愛者としての自己同一性と指向が攻撃的と認知され得る場合、及び/又は同性愛の徴集兵が兵役に就くことを不快に思う場合に限られる。実際には、これは特に、外見と行動が「女性らしい」と認知される可能性のある同性愛/バイセクシャル又

<sup>58</sup> T. Atuk, 'Comrades-in-[Each Other's]-Arms: Homosociality, Masculinity...', 2021

<sup>59</sup> T. Atuk, 'Comrades-in-[Each Other's]-Arms: Homosociality, Masculinity...', 2021

<sup>60</sup> Australian DFAT, Country Information Report - Turkey, 10 September 2020

<sup>61</sup> Canadian IRB, Turkey: Military identification for active and completed..., 18 November 2021

はトランスジェンダーの人々が兵役に適するとはみなされないことを意味する。

LGBTIの徴集兵が、同性愛とトルコ軍の間における厄介な関係を背景に兵役に就くことを希望しない場合、率先して医療委員会へ免除を申請しなければならない。この委員会は徴集兵の同性愛指向が、当局が「望ましくない」又は「不快な」状況とみなす事態につながる可能性があるかどうかについて、様々な形で調査することができる。当人はLGBTI団体のメンバーであることを実証する、又は例えばプライド行事に参加したことがあることを写真で示すことを期待されると考えられる。もう1つの方法は、同性愛の徴集兵が家族又は友人を連れてきて、自分が同性愛であることを証言してもらうことである。

同性愛者は兵役から解放されると、免除報告書を受領する。この報告書は単に、当人が兵役に適するとみなされない旨を説明するだけである。この報告書の保有者は就職市場でのチャンスが少なくなってしまう、それは潜在的雇用主が募集プロセスで応募者の兵役に関する証明を要求する可能性があるからである。当人が既に兵役を免除されていることが判明した場合、雇用主は免除理由を尋ねる、又は当人が同性愛、バイセクシャル又はトランスジェンダーであると想定する可能性がある<sup>62</sup>。

10.2.11 しかし、2020年9月のオーストラリアDFATの報告書によると、「兵役に不適格な人々は、困難を伴うことなく公共部門又は民間部門で就職できる」<sup>63</sup>

10.2.12 2023年4月の外務・英連邦・開発省（FCDO）との通信では、免除プロセスに関して一連の情報源に依拠しているが、それによると、

「2015年にTAFはいくつかの規制変更を行い、同性愛を「心理・性的障害」としていた条項での定義を「性同一性障害及び行動障害」に変更した。TAFは同性愛を証明するために全裸での身体検査及び親密な関係を示す写真の提出を要件としていた規定も撤廃した（中略）。

しかし、このプロセスは依然として煩雑で、個人の私生活の侵害に当たる可能性がある（以下略）」<sup>64</sup>。

10.2.13 同じ通信において、FCDOによると、

「「兵役不適合」報告書を受領者は義務的兵役を免除される。この報告書はトルコ軍保健適格性規制（Health Competency Regulations of the Turkish Armed Forces）に従って実施される義務的検診に基づく。TAF法によれば、「公然たるゲイの者は兵役に就くことはできない」ゲイ／バイセクシャル／トランスジェンダー者が義務的兵役の免除を希望する場合、公職者の文民医師から精神科医へ付託される必要があり、次いでその精神科医が当人を最寄りの軍病院に付託する。

概して、軍病院での第1セッションは精神科医と一緒に行われる。第2セッションは、心理学者、精神科医及び精神科看護師からなる委員会と一緒に行われる。この委員会は、当人が「ゲイ／トランスジェンダー」とであると判断すれば、兵役不適合報告書を発行し、この報告書が軍評議会（Military Council）へ、承認を得るために送られる。軍評議会はこの報告書を直接承認

<sup>62</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 9.5), 2 March 2022

<sup>63</sup> Australian DFAT, Country Information Report - Turkey, 10 September 2020

<sup>64</sup> FCDO, 'Annex B - Correspondence', 14 April 2023

又は拒否できる」<sup>65</sup>。

10.2.14 FCDOとの同じ通信では以下のとおり、医師の判断を上訴できることも強調されている。

「申請者は評議会の決定を30日以内に弁護士を通じて上訴することができ、その場合、別の軍病院で同じ検診／精神鑑定が行われる。この病院が申請者に「兵役適合」報告書を付与する場合、申請者は30日以内に同じ軍病院へ直接、又は国防省保健部（Health Department）へ上訴することができる。その場合、国防省は申請者を同じ又は別の軍病院へ付託する。このセッションから発行される報告書は最終となるが、申請者は引き続き軍最高行政裁判所（Military Supreme Administrative Court）へ上訴し、執行一時停止を要請することができる。このプロセスは、公式決定と対立するため長引くこともあり得る（以下略）」<sup>66</sup>。

10.2.15 詳しくは「兵役の免除と延期」を参照のこと。

10.2.16 情報源を当たってみたが、兵役制度の範囲内におけるゲイ又はバイセクシャルの男性又はトランスジェンダー者の取扱いに関する情報は見つからなかった。

[目次に戻る](#)

### 10.3 トルコにおけるLGBTI者の全般的な取扱い

10.3.1 トルコに関する欧州委員会の2020年版の報告書によると、「LGBTIQ関連の市民社会団体や関係者を標的にした汚名、ヘイトスピーチ、差別的言論が依然として非常に強い」<sup>67</sup>。

10.3.2 続けて同報告書によると、

「レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス及びクィア（LGBTIQ）者の基本的権利の保護の欠如が相変わらず、重大な懸念を呼び起こし続けている。現行法制では性的指向又はジェンダー同一性に基づくヘイトスピーチやヘイトクライムを取り上げていない。選挙で選ばれた又は任命された国家公職者やメディアによる、LGBTIQコミュニティに対するヘイトスピーチや組織的中傷が増加している。LGBTIQコミュニティに対する差別、威嚇、暴力が続いた。LGBTIQ者に対するヘイトスピーチや犯罪は事実上、訴追されていない。LGBTIQ者が殺害された事件に焦点を当てた多数の訴訟が依然係属中である。LGBTIQ者に対する攻撃も心配になるほど増加していた。性別適合手術や保健サービス、社会サービスへのアクセスはトランスジェンダー者にとっては依然として厄介である。報告によるとLGBTIQの囚人は差別や独房監禁に見舞われている。LGBTIQの活動やプライドパレードは、複数州で警察によって禁止又は阻止されていた。

最高裁判所は、名前の変更を希望するあるトランスジェンダー女性の請求をある地方裁判所が拒絶したことについて、私生活を追求する当人の権利を侵害したという裁定を下した。2019年5月に大学構内で開催されたプライド集会に参加した中東工科大学（METU : Middle East Technical University）の学生に対する訴訟は、2021年10月に被告全員の無罪放免という形で終わった。

<sup>65</sup> FCDO, 'Annex B - Correspondence', 14 April 2023

<sup>66</sup> FCDO, 'Annex B - Correspondence', 14 April 2023

<sup>67</sup> European Commission, Türkiye 2022 Report, 12 October 2022

この訴訟は現在、地域上訴裁判所（Regional Court of Appeals）で係属中である。2021年のイスタンブール・プライドマーチに参加したLGBTIQアセンブリーズ（LGBTIQ Assemblies）に対する訴訟は2022年2月に8人の活動家全員の無罪放免という形で終わった。トルコ宗教庁（Diyanet）長官による同性愛嫌悪の演説を批判したことによるアンカラ弁護士協会（Ankara Bar Association）に対する訴訟は係属中である<sup>68</sup>。

- 10.3.3 更に同報告書によると、「雇用や社会政策におけるLGBTIQ差別を防ぐための努力が必要である」<sup>69</sup>
- 10.3.4 2022年3月のオランダ外務省によるトルコに関する報告書ではLGBTI者の国家による保護に関する状況に注目し、それによると、「前回の出身国報告書では同性愛嫌悪による暴力の被害者が通常は警察に通報せず、通報したとしても多くの場合、警察に適切に扱われない、又は保護されないことを示した。また前回の報告書では、検察官全員が同性愛嫌悪の暴力実行犯を訴追する準備ができていたわけではなく、LGBTI者は適正手続を全く信頼していないことも説明した。この状況は本報告書の対象期間中、変わらぬままであった」<sup>70</sup>。
- 10.3.5 同報告書ではLGBTIコミュニティに属する人がトルコ国内のより安全な区域へ引っ越すことが可能かどうかという疑問を取り上げ、それによると、  
「同性愛嫌悪やそれによる暴力の被害者がトルコ国内の別の場所に定住できるかどうかという疑問に対する明確な答えはない。それは当該被害者の個別の状況、例えば当人の財務状況、知識レベル、雇用や住宅供給の面でのネットワークや機会などに左右される。ある出典によると、多くのLGBTI者が大都市、特にLGBTIコミュニティが最も効果的に組織化されているイスタンブールに定住する以外に選択肢がない。この出典の主張によると、あるLGBTI者の居場所を家族がどうにか大都市で突き止めて当人を脅し続けたという、複数の事例を把握しているとのことである」<sup>71</sup>。
- 10.3.6 更に同報告書によると、「トルコのLGBTI権利団体のカオスGLの年次報告書によると、2021年に少なくとも8人のLGBTI者が憎悪殺害された。カオスGLは2021年中のLGBTI者の憎悪殺害の実際の件数はもっと多いのではないかと疑っている」<sup>72</sup>。
- 10.3.7 同じく同報告書によると、トランスジェンダー者は概して労働市場へのアクセスに苦勞する。首尾よく就職できたとしても、激しいトランスジェンダー嫌悪や嫌がらせに見舞われることがある<sup>73</sup>。

[目次に戻る](#)

## 11. 兵役の全般的状況

### 11.1 法的権利

- 11.1.1 2021年8月の安全保障に関するOSCEの質問書への回答におけるトルコ代表団の報告によると、

<sup>68</sup> European Commission, Türkiye 2022 Report, 12 October 2022

<sup>69</sup> European Commission, Türkiye 2022 Report, 12 October 2022

<sup>70</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 8.3), 2 March 2022

<sup>71</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 8.3), 2 March 2022

<sup>72</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 8.3), 2 March 2022

<sup>73</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 8.3), 2 March 2022

「憲法によって保障される基本的権利と自由は軍人についても有効である。憲法に明記されている基本的権利の1つである平等の原則はTAFの活動においても正式に規定されており、TAFの活動は全て相応に行われる。差別はトルコ刑法（法律第5237号）において定義されている違反であり、同法に従って処罰される（中略）。これらの規則に違反した者は訴追される。前述の規制に加え、TAF懲罰法（Discipline Law）第6413号にもこれらの事案に関する規定が盛り込まれている」<sup>74</sup>

[目次に戻る](#)

## 11.2 取扱い

### 11.2.1 米国国務省（USSD）人権報告書2022年版は2022年を対象とし、それによると、

「報告によると一部の徴集兵が激しいしごき、身体的虐待、拷問に耐え、時にはそれが死亡又は自殺につながる場合もある。複数の人権団体によると、軍隊、特に少数派のアレヴィやクルド人の背景を持つ徴集兵の不審死が複数発生している。政府はそうした事件について体系的に調査していない、又はデータを公表していない。HRA [人権協会（Human Rights Association）] とHRFT [トルコ人権財団（Human Rights Foundation of Turkey）] によると、同年1月から11月までにおける義務的兵役を履行中であった少なくとも10人の兵士の死亡は事故が原因であった、又は不審な状況下で発生した。政府は懲罰措置や訓練を通じた虐待に対処するための取組に関する情報を公表しなかった」<sup>75</sup>。

### 11.2.2 それと比較して、2021年を対象としたUSSD報告書によると、「HRAとHRFTによると同年1月から11月までにおける義務的兵役を履行中であった少なくとも13人の兵士の死亡は事故が原因であった、又は不審な状況下で発生した」<sup>76</sup>。なお、英国国防省によると、英国軍では2020年に57人が死亡し、うち26%は「その他の事故」が原因で、16%は自殺によるものであった。<sup>77</sup>

### 11.2.3 2023年4月の外務・英連邦・開発省（FCDO）との通信では、一連の情報源に依拠しているが、それによると、「義務的兵役中の虐待、殴打、名誉毀損、隔離に関する個人申請が出されているが、オープンソースの報道には最新の事例に関して利用可能な統計がない」<sup>78</sup>。

[目次に戻る](#)

## 11.3 クルド人の徴集兵

### 11.3.1 USSD国際宗教自由報告書2021年版によると、「4月14日の報道によると、不審死・被害者協会（Suspicious Deaths and Victims Association）の所見として、徴兵中の死亡者の80%がアレヴィ又はクルド人のどちらかである。同協会のリザ・ドガン（Riza Dogan）会長の推定によると、2000年から2020年にかけて3,000人余りの徴集兵が死亡した。同協会は死亡した徴集兵の親類で構成されている」<sup>79</sup>。

<sup>74</sup> OSCE, Response by the Delegation of Turkey to the Questionnaire..., August 2021

<sup>75</sup> USSD, 2022 Report on HR Practices, Turkey, 20 March 2023

<sup>76</sup> USSD, 2021 Report on HR Practices, Turkey, 12 April 2022

<sup>77</sup> Ministry of Defence, 'Deaths in the UK regular armed forces...' page 8, 25 March 2021

<sup>78</sup> FCDO, 'Annex B - Correspondence', 14 April 2023

<sup>79</sup> USSD, IRF Report 2021, Turkey, 2 June 2022

### 11.3.2 2022年3月2日付けのオランダ外務省の国別情報報告書によると、

「前回の出身国報告書によると、徴集兵は配属先を選ぶことができなかつた。そのため、クルド人の徴集兵はトルコ南東部、すなわちトルコ軍がPKKと紛争中であった地域に配属される可能性があつた（中略）。知る限り、この状況は今回の報告対象期間中も変わらぬままであつた。

ある情報筋によると、トルコ当局が徴集兵に関する民族性に基づく情報を提供しないことから、トルコ南東部に配属されたクルド人徴集兵の数や、彼らがPKKとの戦闘に参加せねばならなかつたかどうか、判断できなかつた。今回、クルド人徴集兵がトルコ南東部への配備拒否を認められたかどうか、また拒否が認められなかつた場合に配備拒否に対する刑罰がどうであつたかについては情報を入手できなかつた。

前回の報告対象期間中、徴集兵は原則として戦闘作戦に配備されなかつた。ある情報筋によると、この情報は現在も同様である。

知る限り、特定の地域への徴集兵配備を決める明確な制度はない」<sup>80</sup>

### 11.3.3 同報告書によると、

「前回の報告書ではクルド人徴集兵が民族的な動機による暴力に苦しめられたという複数の事件を記述した。例えば、20歳のオスマン・オズカリムリ（Osman Özçalımlı）というクルド人徴集兵が2020年8月1日にイズミール（Izmir）で不審な状況下で死亡した。トルコ当局によると、オスマンは心臓発作で死亡したとのことであつたが、法医解剖の結果、死因は高所からの転落であつたことが判明した。その後、オズカリムリの近親者が2021年7月に（中略）訴訟を開始した。その間、死因は心臓発作とされなくなり、自殺が原因とされ、申立てによるとオズカリムリは3階から身投げしたとのことであつた。法廷で、1人の兵士が職務怠慢で起訴された。申立てによると彼はオズカリムリが転落した後、適時な救助を怠つた。本書執筆時点で、この訴訟に関する新しい情報はなかつた」<sup>81</sup>。

[目次に戻る](#)

## 11.4 ギュレニストと疑われた人々

### 11.4.1 2022年3月2日付けのオランダ外務省の国別情報報告書によると、

「前回の出身国報告書では、徴兵年齢の男性のギュレン運動容疑者及び支持者は、たとえパスポートが無効にされ、トルコ国籍を取り消され、「ブラックリスト」に記載されていたとしても、兵役の履行を要求される、と説明した。また前回の報告書ではギュレン運動容疑者及び支持者は兵役のバイアウトを行うことができるものの、その後もやはり1か月間の基礎軍事訓練を受けねばならない。これは正式に兵役のバイアウトを行った他の人々と同様である。この1か月の間、彼らはいじめ、虐待、拷問又は殺害の標的にされる可能性がある。ある情報筋によると、この状況は今回の対象期間中、変わらぬままであつた」<sup>82</sup>。

### 11.4.2 「国別政策及び情報ノート トルコ：ギュレン運動」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

<sup>80</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 9.4), 2 March 2022

<sup>81</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 9.4), 2 March 2022

<sup>82</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 9.6), 2 March 2022

## 11.5 救済の手段

11.5.1 2021年8月のOSCEに対するトルコ代表団の更なる回答によると、「どの軍人でも（兵卒や徴集兵を含め）兵役又は私事に関する自分の権利又は利益が侵害されたと考える場合、TAF内部軍務法（Law on Internal Service）（法律第211号）の第25条から第26条までに關して直屬の上官をはじめとする司令官に申立て又は申請を届け出る、又は裁判所で訴訟を起こす権利を有する」<sup>83</sup>。

11.5.2 更に、トルコ代表団によると、

「法律により、軍人は行政的又は司法的手段を通じて有効な救済を受けるために自分の権利を追求できる状況が確保されている。請願、情報請求、有効な救済に対する権利は憲法によって保障されており、軍人はこれらの権利を行使するにあたり非軍人の市民と同じ機会を与えられる。軍隊内で実行された犯罪は全て、原告又は被害者による申立てを必要とすることなく捜査される。これに關して司令官及び上官は關連する法律を執行する責任を負う」<sup>84</sup>。

11.5.3 続けて、トルコの回答によると、

「高等軍事上訴裁判所（High Military Court of Appeals）及び高等軍事行政上訴裁判所（High Military Administrative Court of Appeals）及び軍事法廷は、2017年の憲法改正により廃止された。これらの裁判所の付託事項は文民裁判所へ移管されている。これらの憲法改正案に伴い、平時に限り懲罰法廷が形成され得る。戦時の場合、任務との關連で軍人が行った違反を訴追する目的で軍事法廷が形成され得る」<sup>85</sup>。

11.5.4 USSD人権報告書2022年版によると、「軍事法廷は存在せず、軍事司法は刑事事件ではなく懲罰措置のために留保されている<sup>86</sup>」また同報告書によると、

「オンブズマン機関（Ombudsman Institution）と国家人権平等機関（National Human Rights and Equality Institution）は、政府の人権監視機関の役割を果たす。オンブズマン機関は議会の管轄下で市民が政府の慣行や措置、特に人権問題や人事問題に關する調査を要請するための申立て機構として活動するが、2016年から2018年にかけての非常事態宣言下での棄却は同機関の活動範囲に該当しなかった。オンブズマン機関の付託事項は公共行政に關連する申立てに限り適用される。国家人権平等機関はオンブズマン機関の付託事項に該当しない事例を再検討する。独立系観測筋の評価によると、どちらの機関も財政面又は運営面で独立性がない」<sup>87</sup>。

[目次に戻る](#)

## 12. 兵役回避、脱走、良心的兵役拒否

### 12.1 法律

12.1.1 軍事刑法第6条(1)項の(a)号と(b)号の下、兵士は脱走者として分類される前

<sup>83</sup> OSCE, Response by the Delegation of Turkey to the Questionnaire..., August 2021

<sup>84</sup> OSCE, Response by the Delegation of Turkey to the Questionnaire..., August 2021

<sup>85</sup> OSCE, Response by the Delegation of Turkey to the Questionnaire..., August 2021

<sup>86</sup> USSD, Country Report on HR Practices 2022, Turkey, 20 March 2023

<sup>87</sup> USSD, Country Report on HR Practices 2022, Turkey, 20 March 2023

に、少なくとも6日間、休暇を含まず不在の状態であればならない。<sup>88</sup>

12.1.2 トルコでは、徴兵回避及び脱走は2種類の異なる犯罪と捉えられており、そのように処罰される。徴兵回避及び脱走はそれぞれ軍事刑法の第63条(1)項(a)号及び第66条(1)項(a)号の下で処罰対象となる。脱走は1年以上3年以下の懲役に処すると規定されている。<sup>89</sup>

12.1.3 VR DER報告書2021年版によると、

「トルコ共和国憲法では全ての人々が宗教と良心の自由を得る権利を保護しているが、良心的兵役拒否に言及していない。

#### 第24条

全ての人々が良心、信仰及び信念の自由を有する。(中略)何人も(中略)自分の信仰及び信念を明らかにすることを強制されない、あるいは自分の信仰及び信念を理由に非難又は告発されないものとする(以下略)。

第24条(1)項の下で保護される良心の自由は制限を前提としない。

更に、第25条では「全ての人々が思考と意見の自由を有する」と規定し、また「何人も自分の思考又は意見を明らかにすることを強制されず」、「自分の思考及び意見を理由に非難又は告発されないものとする」と規定している<sup>90</sup>。

[目次に戻る](#)

## 12.2 召集回避者の数

12.2.1 2023年4月の外務・英連邦・開発省 (FCDO) との通信では、一連の情報源に依拠しているが、それによると、「同様に、召集回避者に関する正確な統計もない。しかし、2022年5月23日の閣議 (Cabinet Meeting) 後におけるエルドアン大統領の記者会見によると、トルコには約55万人の召集回避者と遅延入隊者がいる(以下略)」<sup>91</sup>。

[目次に戻る](#)

## 12.3 法的な結末及び刑罰

12.3.1 2020年9月のオーストラリアDFATの報告書によると、

「軍の募集支部に登録のため出頭しない者は罰金を科せられ、罰金は当人が徴兵から逃げたと当局がみなす期間中、科せられ続ける。回避年数が長くなるにつれ、罰金は増額となる。法律では兵役回避の刑罰として刑務所への収容を認めているが、DFATの理解としては、これは実際に使われていない。トルコでは罰金の未払いは理論上、資産押収や給与及び年金の差し止めという結果につながり得る。実際、非常に多数の召集回避者が存在し、国はほとんどの事例についてフォローアップする能力が足りない。トルコでは刑務所は罰金未払いの刑罰として使用されていない。国外在住のトルコ人男性は、外国での就労許可を保有する間は兵役に就くことを要求されない。そうした許可を持たない者は兵役回避者とみなされ、帰国後にかなりの罰金を科せられ

<sup>88</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 9.1), 2 March 2022

<sup>89</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 9.2), 2 March 2022

<sup>90</sup> VR DER 'Conscientious objection to military service in Turkey', page 34, 2021

<sup>91</sup> FCDO, 'Annex B - Correspondence', 14 April 2023

る可能性がある」<sup>92</sup>

### 12.3.2 カナダIRBが2020年に公表した、可能性のある刑務所への収容期間を記述した質問回答書によると、

「許容可能な理由なく、平時に不在となった徴集兵、召集回避者又は〔兵役〕未登録者、及び一緒に処理された同輩又は友人が属する最初の分遣隊が既に派遣済みである者、及び召集されたが正当な理由なく〔不在の〕予備役新兵、及び〔上記全てについて〕当人の同輩が派遣された日を始期として（中略）、

- 7日以内に出頭した場合は1か月以下の懲役に処する
- 〔7日以内に〕逮捕された者は3か月以下の懲役に処する
- 7日後から3か月後までの間に出頭した者は3か月以上1年以下の懲役に処する
- 7日後から3か月後までの間に逮捕された者は4か月以上1年半以下の懲役に処する
- 3か月後以降に出頭した者は4か月以上2年以下の懲役に処する
- 3か月後以降に逮捕された者は6か月以上3年以下の重い懲役に処する（トルコ、1930年）<sup>93</sup>

### 12.3.3 2022年3月2日付けのオランダ外務省の国別情報報告書によると、

「トルコ当局は徴兵法第26条(1)項の下で召集回避者と脱走者を積極的に訴追する。国防省が内務省に詳細情報を提供する結果、彼らは逮捕され、兵役履行を要求され得る。彼らはその後、GBT（総合情報収集システム（Genel Bilgi Toplama Sistemi））に召集回避者又は脱走者として登録される。GBTは警察や憲兵隊を含む法執行当局や治安部隊がアクセスできるデータベースである。召集回避者と脱走者はGBTに登録されると移動の自由を厳しく制限される。例えば、パスポート確認時あるいは街中や公共輸送機関での日常的な身元確認時に逮捕されるリスクを負う。登録された召集回避者や脱走者がホテルにチェックインする場合もリスクを伴う可能性があり、これはホテルが宿泊客の個人詳細情報を地元警察に提供するよう法律で義務付けられているからである」<sup>94</sup>。

### 12.3.4 適用される罰金について、同じくオランダ外務省によると、

「（中略）登録された召集回避者及び脱走者は（中略）罰金の増額に直面する可能性がある。

当局へ自発的に報告する者は兵役義務不履行の日数について1日あたり5トルコリラ〔約0.14ポンド<sup>95</sup>〕を支払わなければならない。当局に拘禁された者は兵役義務不履行の日数について1日あたり10トルコリラ〔約0.29ポンド<sup>96</sup>〕を支払わなければならない。罰金は積もり積もってかなりの額になる可能性がある。例えば、トルコにおける良心的兵役拒否者の利益を擁護するVR-

<sup>92</sup> Australian DFAT, Country Information Report - Turkey, 10 September 2020

<sup>93</sup> Canadian IRB, "Turkey: Military service, both compulsory and voluntary...", 30 November 2020

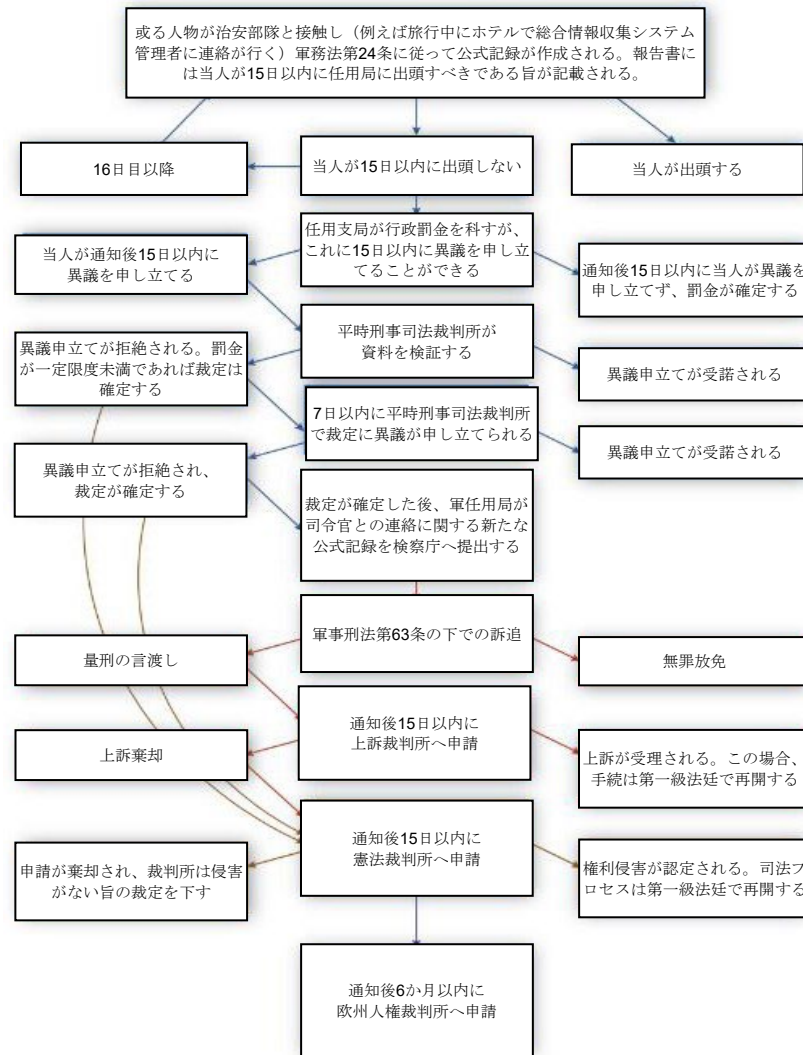
<sup>94</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 9.3), 2 March 2022

<sup>95</sup> Xe Currency Converter, 1 TRY = 0.029029643 GBP, 18 August 2023

<sup>96</sup> Xe Currency Converter, 1 TRY = 0.029029643 GBP, 18 August 2023

DERという団体が、未払総額17,251.00トルコリラ [約492.88ポンド<sup>97</sup>] の罰金を抱えたある良心的兵役拒否者の事例を文書にまとめた<sup>98</sup>

12.3.5 VR DER報告書2021年版では、トルコにおける懲役回避者の逮捕に関する、下記のプロセスマップを公表した。<sup>99</sup>



12.3.6 2023年4月の外務・英連邦・開発省（FCDO）との通信では、免除プロセスに関して一連の情報源に依拠しているが、それによると、

「召集回避者、脱走者、遅延入隊者は、警察官に逮捕された場合（1日あたり約2ポンド）又は自首した場合（1日あたり約1ポンド）、所定の罰金を科せられる。自首／逮捕の後、当人は部隊へ配備されて義務的兵役を完了することになる。当人が兵役不適合である、又は正当な理由がある場合、罰金が取り消され、返金される可能性がある。召集回避者、脱走者、遅延入隊者が軍の事務所へ自首した場合、又は法執行機関に発見／特定された場合、関連する基地へ連行され、そこで兵役を完了することになる（以下略）」<sup>100</sup>

12.3.7 このテーマについて詳しくは「良心的兵役拒否：良心的兵役拒否者に対して

<sup>97</sup> Xe Currency Converter, 1 TRY = 0.02857143447619 GBP, 8 August 2023

<sup>98</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey, section 9.3, 2 March 2022

<sup>99</sup> VR DER 'Conscientious objection to military service in Turkey', page 37, 2021

<sup>100</sup> FCDO, 'Annex B - Correspondence', 14 April 2023

講じられる措置」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 12.4 社会的／市民的権利に対する影響

12.4.1 オランダ外務省によると、召集回避者や脱走者は時々、以下に挙げる権利やサービスを拒否される場合もある。

- パスポートや運転免許証の申請
- 結婚
- 銀行口座番号やVAT番号の取得
- 当局への犯罪の通報
- 候補者又は有権者としての選挙参加
- 学業への参加
- 保険付きの就職
- 政府職員としての就職<sup>101</sup>

12.4.2 更に同報告書によると、「ある出典によると、召集回避者や脱走者は民族性、宗教、政治的意見、又はLGBTIとしての同一性や指向に関して特定のカテゴリーに属する場合、不相応に処罰される。しかし、この出典にはこの差別的処罰がどのような形態を取るのかが明記されていなかった」<sup>102</sup>。

12.4.3 2022年4月、ノルウェー・ヘルシンキ委員会（Norwegian Helsinki Committee）が2022年版報告書を公表し、その中で、兵役を完了しない人々が教育を受ける権利に対して受ける影響に関する所見によると、「徴兵法第41条(1)項の下、兵役をまだ果たしていない学生の高等学校又は大学での登録は - 一定期間の延期の権利を考慮した上で - 凍結される。この形で登録を一時停止された者は、公的資金による奨学金又は学生住宅の恩恵に与ることができない」<sup>103</sup>。

12.4.4 雇用に対する影響に関して、同報告書の所見によると、

「徴兵法第41条(2)項では、回避者及び召集回避者は公務又は民間部門で雇用されてはならないと規定しており、彼らを雇用した者は訴追される可能性がある。憲法の第48条と第49条では全ての人の働く権利を保護している。徴兵法第41条(2)項では、回避者及び召集回避者は公務又は民間部門で雇用されてはならないと規定しており、彼らを雇用した者は訴追される可能性がある。公務員法（Law on Civil Servants）第48条(6)項では、公務員になるには兵役履行義務を負っていない状態でなければならないとも規定している。軍事刑法第75条(1)項の下、雇用主は、回避者又は召集回避者とみなされる人物の雇用を、政府から公式通知を受けてもなお打ち切らない場合、3か月以上1年以下の懲役に処せられる。違反が繰り返される場合、刑期が1年から増えて3年間になる。これは官民両部門における全ての雇用機会に当てはまり、地方自治体、銀行、及び公益のために取り組む各種団体や職業団体なども含まれ

<sup>101</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey, section 9.3, 2 March 2022

<sup>102</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey, section 9.3, 2 March 2022

<sup>103</sup> Dr. Yıldırım, Mine (Author), An appeal to move forward from aspirations to actions..., April 2022

る。(中略) 回避者や召集回避者を雇用した雇用主に適用可能な懲罰措置は、良心的兵役拒否者が生活費を稼ぐ機会を著しく制限する結果となる」<sup>104</sup>。

- 12.4.5 このテーマについて詳しくは「良心的兵役拒否：良心的兵役拒否者に対して講じられる措置」を参照のこと。召集回避者の渡航の自由に関する状況については「国際渡航」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 12.5 移動の自由

- 12.5.1 2020年9月のオーストラリアDFATの報告書によると、「当局は兵役に関する高度な全国データベースを維持し、長期間にわたる兵役逃れをほぼ不可能にしている(中略) 交通違反での制止など、当局との関わり合いが発生すると、個人の兵役記録の照合確認につながる可能性がある。加えて、生体認証式パスポート(中略)が全国データベースと連動しており、つまり、当局は召集回避者がトルコに帰還したら特定することができる」<sup>105</sup>。

- 12.5.2 2022年4月にノルウェー・ヘルシンキ委員会が公表した2022年版報告書によると、

「憲法第23条では、全ての人の移動の自由を保護している。しかし、徴兵法第26条(1)項の下、召集回避者、回避者、脱走者は内務省へ報告され、同省はその後、兵役履行を強制すべく当人を逮捕する。逮捕後、当人は最寄りの徴兵支部へ連行されるか又は釈放され、公式記録を手渡され、第36条(2)項の下で15日以内に最寄りの徴兵支部へ出頭するよう指示される(以下略)。

警察官が人々に関する情報にアクセスするために使用する総合情報収集システム(GBT)は、公職者が召集回避者や脱走者を特定し、良心的兵役拒否者であるかどうかを判断し、これらの者に懲罰措置を実施する上で役立つ(以下略)。

パスポート確認又は身元確認は、ホテルやバス乗車時での確認を含め、GBTシステムを通じて行われる。当局が路上又はホテルのいずれを問わず、回避者又は脱走者を発見した場合、当人は逮捕され、警察署又は軍支部へ連行されるか、又は公式記録が発行される。良心的兵役拒否者は兵役をまだ履行していないことをシステムが示す限り、この取扱いを受けることになる。結果として、良心的兵役拒否者は逮捕されないよう移動を避ける。彼らは移動の自由を得る権利を制限される」<sup>106</sup>。

[目次に戻る](#)

## 12.6 良心的兵役拒否：定義

- 12.6.1 良心的兵役拒否者とは、兵役を履行するには自分の本当の宗教的又は道徳的な信念に反する軍事行動への参加が必要になると予想されることを示すことができる者を指す。

- 12.6.2 「部分的」良心的兵役拒否者と「絶対的」良心的兵役拒否者を区別することができる。部分的兵役拒否者とは、原則として兵役に反対するわけではないが兵役におけるある種の側面、例えば特定の軍事行動には反対の立場である

<sup>104</sup> Dr. Yıldırım, Mine (Author), An appeal to move forward from aspirations to actions..., April 2022

<sup>105</sup> Australian DFAT, Country Information Report - Turkey, 10 September 2020

<sup>106</sup> Dr. Yıldırım, Mine (Author), An appeal to move forward from aspirations to actions..., April 2022

と主張する者を指す（例えば、自分と同じ国籍又は民族である人々と戦わねばならないと信じている者）。絶対的兵役拒否者とは、原則としていかなる形態の兵役にも反対する者を指す（例えば、平和主義者又は根本的に兵役に反対の立場である修道会のメンバー）。<sup>107</sup>

[目次に戻る](#)

## 12.7 良心的兵役拒否：現在の立場

12.7.1 政府はいかなる根拠であれ兵役を良心的に拒否する権利を認めていない。<sup>108</sup>

12.7.2 トルコの法制には選択的文民役務に関する規定がない。<sup>109</sup>

12.7.3 欧州良心的兵役拒否局（EBCO）の2017年版報告書によると、

「現在、兵役拒否者は兵役拒否を理由に刑務所に収容されるわけではなく、代わりにまず罰金を科せられる。この変化は、状況が改善されたという印象を欧州評議会（Council of Europe）が受けるかもしれないという背景でもたらされたのではないかと勘繰られている。しかし、そうした事例は罰金を一度払えば済むというのではなく、拒否が持続する限り罰金が科せられ、究極的に刑務所に収容される可能性は引き続き法律に残る。兵役拒否者は上訴を続け、一部の請願は憲法裁判所にまで至り、欧州人権裁判所の法理学が国内での法律の解釈に優先することの立証を追求する状況にあるが、これまでのところどの裁判所も良心的兵役拒否者を支持する裁定を下していない」<sup>110</sup>。

12.7.4 より新しい、EBCOの2021年の年次報告書では2017年の報告書とは対照的に、以下の点に注目した。

「トルコは欧州評議会加盟国の中で唯一、良心的兵役拒否者の権利を認識していない、あるいは少なくとも代替的役務の選択を可能にする意図を示していない国である。トルコは依然、良心的兵役拒否者を訴追し続け、2006年以来トルコの良心的兵役拒否者を支持する形で欧州人権裁判所（ECtHR）が下してきた判決を無視しており、そうした状況について閣僚委員会（Committee of Ministers）は「ウルケ（Ülke）集団」訴訟と名付けた。兵役履行の拒否者には多種多様な罰則が科せられる。結果として、良心的兵役拒否者は出され続ける逮捕令状に直面し、訴追と刑務所への収容のサイクルが生涯続き、彼らが社会的、文化的、経済的な生活から締め出される「民事死」の状況が生じている」<sup>111</sup>。

12.7.5 トルコはEBCOの2023年版年次報告書で言及されなかった。

12.7.6 コネクションe.V（Connection e.V）は良心的兵役拒否者の権利を唱道する団体で、世界中の様々な国々で色々な団体と協働している。2021年にある文書を公表しており、それによると、

「トルコでは、初の複数の良心的兵役拒否者が1990年代前半に兵役拒否を公然と宣言し、戦争、兵役、義務的役務に抵抗してきた。当初、公然と表明する者はごくわずかであった（中略）。そうこうしているうちに1,000人をはる

<sup>107</sup> UK Home Office, Military Service and Conscientious Objection, 28 July 2022

<sup>108</sup> Australian DFAT, Country Information Report - Turkey, 10 September 2020

<sup>109</sup> Dr. Yıldırım, Mine, An appeal to move forward from aspirations to actions..., April 2022

<sup>110</sup> EBCO, 'Annual report Conscientious Objection in Europe 2017', 10 December 2017

<sup>111</sup> EBCO, 'Annual report Conscientious Objection in Europe 2021', 21 March 2022

かに超える徴集兵が良心的兵役拒否を宣言した。更に、数十万人が他の手段を使って、又は隠れて兵役を回避してきた。訴追に直面した数百人は国外で庇護を求めてきた」<sup>112</sup>。

#### 12.7.7 VR DERの2021年版報告書によると、

「2007年のウルケ対トルコ訴訟における欧州人権裁判所の判決から15年近く経っても、良心的兵役拒否者は依然、良心的兵役拒否者ではなく召集回避者や脱走者とみなされていることを理由に繰り返し懲罰措置を受け続けている。彼らは罰金を科せられ裁判に掛けられ - 過去においては2017年まで文民法廷ではなく軍事法廷で、ほとんどの場合兵役拒否という同じ「犯罪」を理由に繰り返し裁かれ - 懲役を言い渡されてきた。加えて、良心的兵役拒否者に対する懲罰的措置は、教育を受ける権利、移動の自由、生活費を稼ぐ機会、公共活動に参加する機会、投票する権利を含め、広範囲に及ぶ人権への干渉も含まれ続けている。

これまでに兵役を拒否する意向を表明した人々の数は不明である。1989年から2021年にかけて、409人が良心的兵役拒否協会に対し、良心的兵役拒否を表明したと通知しているが、推定によると良心的兵役拒否者の総数はこれをはるかに上回る。自分の良心に反する行為を強制されることの自粛を希望するがまだ自分の宣言を表明していない男性、及び良心的兵役拒否を理由にお金を支払うことで兵役を短縮してもらうことを強制されていると感じる男性の数も不明である」<sup>113</sup>。

#### 12.7.8 同報告書によると、

「新憲法の準備プロセスの間、良心的兵役拒否運動を推進する人々は、新憲法における良心的兵役拒否に対する権利を保障する規定を唱道してきた。良心的兵役拒否プラットフォーム（**Conscientious Objectors Platform**）という、トルコの擁護団体が2012年4月9日に議会の憲法調停委員会

（**Constitutional Reconciliation Commission**）に対するプレゼンテーションを行った。彼らは義務的兵役に対する良心的拒否の権利を新憲法において保護してもらうよう呼び掛けた。彼らはECTHR訴訟を明示的に頼りにして、個人の宗教的、政治的、哲学的な信念に基づく、兵役に反対する権利の認識を主張した。同プラットフォームは、個人が兵役を履行する際に武装を拒否する、あるいは完全に文民の代替的役務を履行するという、代替的な形態の役務の導入も呼び掛けた。

会合後、2つの野党、すなわち共和人民党（**CHP : Republican People's Party**）と平和民主党（**BDP : Peace and Democracy Party**）が、人権に関するトルコの国際的な誓約を遵守するためにも良心的兵役拒否の権利が認識されなければならないという声明を出した。同時に、トルコ政府宗教局

（**Presidency of Religious Affairs**）は良心的兵役拒否の権利はイスラム教には存在せず、また礼拝儀式に加え、誰もが家族と国家に対して責任を負うと主張した - これは納税と兵役の分野における責任も含まれる。2015年、HDP（人民民主党（**People's Democratic Party**））所属の議員2人が、良心的兵役拒否に関する国際的な人権標準に準拠するよう、兵役法（**Law on Military Service**）、軍事刑法（**Military Criminal Law**）及び刑法の法制改革を提案し

<sup>112</sup> Connection e.V., Conscientious Objection in Turkey, 15 May 2021

<sup>113</sup> VR DER 'Conscientious objection to military service in Turkey', 2021

た。これはまだ実現に至っていない」<sup>114</sup>。

#### 12.7.9 2023年4月の外務・英連邦・開発省（FCDO）との通信では、一連の情報源に依拠しているが、それによると、

「トルコにおける良心的兵役拒否者に関して入手可能な公式統計はない。良心的兵役拒否監視団（**Conscientious Objection Watch**）が2022年に公表した報告書によると、2016年から2020年にかけて良心的兵役拒否者について問い合わせるための申請書がトルコ国防省宛に送付された。同省の回答によると、「請求を履行する法的可能性はない」とのことであった。しかし、フルシ・アカー（**Hulusi Akar**）国防大臣が2019年に述べたところによると、「良心的兵役拒否に関して、人口8,200万人の我が国において、申請者は2017年に28人、2018年に23人、2019年に18人であった。（以下略）」<sup>115</sup>。

#### 12.7.10 同通信によると、

「トルコは市民的及び政治的権利に関する国際規約（**International Covenant on Civil and Political Rights**）及び欧州人権条約の締約国であるが、トルコの法律では良心的兵役拒否者を認識していない。また憲法第90条では、トルコの法律とトルコが加盟する国際協定の間で紛争／不一致が生じた場合には国際協定が優先すると定めているが、トルコの公的機関や裁判所は良心的兵役拒否者を支持する裁定を下さない（中略）。相応に、彼らは召集回避者又は遅延入隊者とみなされる。実際には、召集回避者又は遅延入隊者を強制的に兵役に就かせることはできないが、罰金が科せられ続けている。また彼らは時々警察署を訪れて良心的兵役拒否者としての自分の地位を確認しなければならない。累積罰金を上訴するための法的経路は存在するが、実際には機能していない（以下略）」<sup>116</sup>。

[目次に戻る](#)

### 12.8 良心的兵役拒：良心的兵役拒否者に対して講じられる措置

#### 12.8.1 他の出展を引用しつつ、カナダIRBが2021年11月に公表した質問回答書によると、

「欧州良心的兵役拒否局（**EBCO**）という、「良心的兵役拒否者の国別協会の統括組織」（**EBCO**、日付不詳）の2019年版年次報告書によると、「良心的兵役拒否者は出され続ける逮捕令状に直面し、訴追と刑務所への収容のサイクルが生涯続き、彼らが社会的、文化的、経済的な生活から締め出される「民事死」の状況が生じている」（**EBCO**、2020年2月14日）。更に同報告書によると、

「兵役拒否者は今なお召集回避者として刑事犯罪者扱いされている。無制限の逮捕令状が発布され、この逮捕令状を理由に彼らは身分証明書を警察又は憲兵隊に提示しなければならない度に拘禁されるという状況が頻発している。初回拘禁の場合、兵役拒否者は行政的罰金を科せられる。しかしその後、拘禁される度に新たな刑事訴訟が始まり、これが2か月以上3年以下の懲役につながる可能性がある。逮捕と拘禁を避けるため、兵役拒否者は隠れて暮らす羽目になる」<sup>117</sup>

<sup>114</sup> VR DER 'Conscientious objection to military service in Turkey', 2021

<sup>115</sup> FCDO, 'Annex B - Correspondence', 14 April 2023

<sup>116</sup> FCDO, 'Annex B - Correspondence', 14 April 2023

<sup>117</sup> Canadian IRB, "Turkey: Military service, both compulsory and voluntary...", 30 November 2020

12.8.2 USSD国際宗教自由報告書2022年版によると、「宗教上の理由で義務的兵役に反対する者は軍事法廷と文民法廷で起訴されるおそれがあり、有罪と認定されると2か月以上2年以下の懲役を言い渡される可能性がある」<sup>118</sup>

12.8.3 2021年を対象とした年次報告書の中でアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は兵役から脱走したある良心的兵役拒否者の事件に言及し、それによると、

「9月、エルー第一審刑事裁判所 (Eruh Criminal Court of First Instance) はザナ・アクス (Zana Aksu) という良心的兵役拒否者であり人権協会 (IHD) シイルト (Siirt) 支部の元支部長に対し、「脱走」を理由に懲役18か月と罰金10,000トルコリラ [約438ポンド] を言い渡した。この事件は年末時点でディヤルバクル (Diyarbakır) 地域上訴裁判所 (Regional Appeals Court) で係属中であった。ザナ・アクスは以前にも2018年に同じ罪状で有罪判決を受け、2020年には別の事件で二重の危険を理由に無罪放免とされたことがあった」<sup>119</sup>。

12.8.4 VR DERの2021年版報告書によると、「良心的兵役拒否者による膨大な個人申請が憲法裁判所 (AYM) へ届け出られているが、これまでのところAYMはこれらの申請の審議を延期している」<sup>120</sup>。

12.8.5 同報告書によると、

「良心的兵役拒否者は、良心的兵役拒否者ではなく回避者や脱走者とみなされているという理由で繰り返し懲罰措置を受け続けている。懲罰措置は思考、良心、宗教の自由を得る権利の侵害という範囲を超え、教育を受ける権利、移動の自由、生活費を稼ぐ機会、公的生活に参加する権利を含む広範囲にわたる人権侵害にまで及んでいる」<sup>121</sup>。

12.8.6 更に、同じくVR DERの報告書によると、

「(中略) 行政的罰金がかなりの金額に達する可能性がある。アリフ・ヒクメット・イイドアン (Arif Hikmet İyidoğan) というコンピュータープログラマーは、1994年にトルコで初めての良心的兵役拒否者の1人として、良心的兵役拒否を表明した人物である。彼はある時期に一般市民を兵役から遠ざけたとの理由で何年も刑務所に収容された一方、他の問題は全く経験しなかった。彼は2016年以来、何度も職務質問を受けてきた。以来、3件の別々の公式記録との関連で延べ17,251トルコリラ [2023年8月時点で約500ポンド<sup>122</sup>] の行政的罰金を科せられてきた。彼の上訴は2件の事件で棄却された。しかし、罰金のうち1件はカンカヤ徴兵局 (Çankaya Conscription Office) により、手続上の誤りがあったとして、上訴が検討される前の2020年12月31日に取り消された。彼は2件の別々の申請を憲法裁判所へ行い、それぞれ2019年6月14日以来、及び2019年10月30日以来、係属中である」<sup>123</sup>。

12.8.7 VR DER報告書では良心的兵役拒否者に対する影響を更に考察し、それによると、

「思考、良心、宗教の自由を得る権利の侵害に加え、良心的兵役拒否者は他

<sup>118</sup> USSD, 2022 Report on International Religious Freedom: Turkey, 15 May 2023

<sup>119</sup> AI, The State of the World's Human Rights; Turkey 2021, 29 March 2022

<sup>120</sup> VR DER 'Conscientious objection to military service in Turkey', 2021

<sup>121</sup> VR DER 'Conscientious objection to military service in Turkey', 2021

<sup>122</sup> Xe Currency Converter, 1 TRY = 0.0290124 GBP, 2 August 2023

<sup>123</sup> VR DER 'Conscientious objection to military service in Turkey', page 39, 2021

にも多数の人権に対する制限に見舞われる。良心的兵役拒否者が一旦徴兵を回避又は軍から脱走すると、公共当局から回避者又は脱走者として特定される。この地位は当人の国民身分証明書の番号や情報と連動する情報の一部となる。更に、それは多数の人権を行使する場合に意味合いを持つ。ウルケ対トルコ訴訟におけるECTHRの見解によると、「内密の生活は、ほぼ「民事死」に相当し、これに申請人は適応せざるを得ない状況が続いてきたことは民主主義社会における処罰制度と両立しない」この状況は依然、良心的兵役拒否者にとって、職務質問、罰金、刑事訴追、そして広範囲にわたる人権に対する制限という終わりのないサイクルの結果としての現実のままである。

良心的兵役拒否に対するトルコ政府の限られた対応は、これらの問題に対処するものではない。良心的兵役拒否の権利の不認識が他の人権に及ぼす意味合いも、国際的人権コンプライアンス管理機構によって考慮されていない。これらの権利にはとりわけ、公共活動への参加、投票権、移動の自由、教育を受ける権利、生活費を稼ぐ機会が含まれる」<sup>124</sup>。

- 12.8.8 2022年3月のオランダ外務省の報告書によると、「VR-DERには、一部の良心的兵役拒否者が銀行口座を凍結又は没収された、あるいは職を失ったという話も記録されていた。また国際平和友好会（IFOR : International Fellowship of Reconciliation）とキリスト教系の平和団体によると、雇用主が召集回避者を雇うのは刑事犯罪であることから、良心的兵役拒否者は失業する、あるいは違法な無保険の仕事に就く羽目になることも多い」<sup>125</sup>。

- 12.8.9 2022年4月にノルウェー・ヘルシンキ委員会が2022年版報告書を公表し、その中で良心的兵役拒否者の公共活動や投票に参加する権利に及ぶ影響を考察しており、それによると、

「様々な人権が良心的兵役拒否者の権利の認識の欠如、兵役拒否者の公式記録への回避者の地位の追記、そして結果的な懲罰的措置によって侵害されている。この不認識により、選挙への立候補や投票、移動の自由、教育を受ける権利、生計を立てる機会を得る権利など、個人が様々な領域で公的生活に参加する権利が制限される。

公共活動に参加する権利及び投票する権利 - 憲法第67条(1)項の下、市民は投票する権利、選挙で選ばれる権利、無所属又は政党に所属して政治活動に参加する権利、及び国民投票に参加する権利を有する。しかし、第67条(5)項では「軍隊の兵卒と伍長、士官候補、（中略）は投票してはならない」と規定している。良心的兵役拒否者が経験する人権侵害に関するECTHRの判決、及びこれらの侵害の影響を排除するトルコ当局の義務をよそに、良心的兵役拒否者の「兵士」及び「脱走者」としての地位は持続し、彼らは投票プロセスへの参加を禁じられている」<sup>126</sup>。

- 12.8.10 カナダIRBが2020年11月に発行した質問回答書ではエホバの証人（Jehovah's Witnesses）の立場にも注目しており、それによると、「欧州エホバの証人協会（European Association of Jehovah's Witnesses）がOSCEへ提出した報告書によると、政府は「良心的兵役拒否者であるエホバの証人」を訴追し、繰り返し罰金を科し、刑務所への収容を示唆して脅迫しており、加えて「国防省は彼らの雇用主に彼らを必ず失職させるよう指示する書簡を送った（欧州

<sup>124</sup> VR DER 'Conscientious objection to military service in Turkey', page 44, 2021

<sup>125</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 9.3), 2 March 2022

<sup>126</sup> Dr. Yıldırım, Mine (Author), An appeal to move forward from aspirations to actions..., April 2022

エホバの証人協会、2019年9月19日）」<sup>127</sup>。

12.8.11 2022年10月、欧州委員会（EC）はトルコに関する2022年版報告書を発行し、それによると、「良心的兵役拒否者に関する法律規定の欠如が依然としてエホバの証人や他の市民にとって問題であり、それは兵役を拒否すると脱走を理由に有罪判決を受ける結果となるからである。エホバの証人の権利侵害を認めたECTHRの判決や国連による決定が実施されていない例が複数ある」<sup>128</sup>。

12.8.12 2023年4月の外務・英連邦・開発省（FCDO）との通信では、一連の情報源に依拠しているが、それによると、「欧州良心的兵役拒否局はトルコ国内の良心的兵役拒否が相変わらず生涯にわたる訴追と処罰に直面し続けていると指摘し、トルコが欧州人権裁判所の判決の実施を怠っているという訴訟事例に言及している（中略）。この分野で活動するトルコのあるNGOが公表した報告書によると、これまでにトルコ国内の良心的兵役拒否者が科せられてきた罰金は合計約55,815ユーロにのぼる」<sup>129</sup>

[目次に戻る](#)

## 12.9 良心的兵役拒否：欧州人権裁判所の裁定

### 12.9.1 VR DERの2021年版報告書によると、

「ECHR第9条には良心的兵役拒否の権利への明示的言及はないものの、この権利はCoEの人権保護制度内で徐々に保護されるようになってきた。兵役への反対に関する同裁判所の見解によると、

「軍隊に仕える義務とある人の良心又は本人が深く本心から抱く宗教的信念又は他の信念の間における深刻で乗り越えられない対立が動機となり、第9条における保障の誘因となる十分な説得力、真剣さ、結束及び重要性を帯びた信念を構成するものである場合」

「バヤティアン（Bayatyan）対アルメニア訴訟におけるECTHRの見解によると、良心的兵役拒否者による兵役のための報告不履行は本人の宗教的信念の顕在化であると考えられ、徴兵回避に対する彼の次なる信念は第9条(1)項によって保障されるような彼の宗教を明示する自由への干渉に相当した」<sup>130</sup>。

### 12.9.2 ノルウェー・ヘルシンキ委員会が2022年に公表した報告書、「願望から行動へと前進するための訴求；トルコにおける宗教又は信仰の自由を得る権利に関するモニタリング報告書（An Appeal to Move Forward from Aspirations to Actions; Monitoring Report on the Right to Freedom of Religion or Belief in Turkey）」によると、

「国連及びCoEの人権コンプライアンス管理機構はトルコが良心的兵役拒否の権利を認識しないことによって宗教又は信仰の自由を得る権利を侵害していると認めた。

アタソイ（Atasoy）とサルカット（Sarkut）対トルコ訴訟において、国連人権委員会（HRC）はトルコにおける代替的役務の不存在に異議を唱えた2人のエホバの証人が届け出た申立てを検証した。HRCはトルコがICCPR〔市民

<sup>127</sup> Canadian IRB, “Turkey: Military service, both compulsory and voluntary...”, 30 November 2020

<sup>128</sup> EC, Türkiye 2022 Report [SWD(2022) 333 final], 12 October 2022

<sup>129</sup> FCDO, ‘Annex B - Correspondence’, 14 April 2023

<sup>130</sup> VR DER ‘Conscientious objection to military service in Turkey’, 2021

的及び政治的権利に関する国際規約] 第18条(1)項に違反していると認定し、被告人による兵役拒否の結果として生じた訴追と量刑は第18条(1)項に違反する彼らの良心の自由の侵害に当たるとの見解を示した。

加えて、ECtHRは次に挙げる訴訟における良心的兵役拒否に基づく申請における、他の人権と並ぶ宗教又は信仰の自由を得る権利の侵害も認めた：ウルケ対トルコ、ブルドゥ (Buldu) 及びその他対トルコ、エンヴァー・アイデミール (Enver Aydemir) 対トルコ、エルセップ (Erçep) 対トルコ、フェティ・デミルタス (Feti Demirtaş) 対トルコ、サヴダ対トルコ、ターハン (Tarhan) 対トルコ<sup>131</sup>。

- 12.9.3 同報告書では欧州人権条約第3条との関連における欧州人権裁判所 (ECtHR) の所見及び世間の注目を集めた良心的兵役拒否者の具体例を公表し、それによると、

「良心又は宗教を根拠に制服の着用及び／又は兵役の履行を拒否する人々のための国内の法的枠組みが十分でなく、また結果的な果てしなく続く訴追と有罪判決は、兵役履行の確保という狙いと不釣り合いである。連続的な訴追と有罪判決の狙いは、知的人格の抑圧、抵抗と意思の打破、及び内密の生活を送ることの強制にあり、これはほぼ、「民事死」に相当する。それらは民主主義社会における処罰制度と両立しない (以下略)

累積的に、関係する行為は第3条の意味における非人道又は品位を傷付ける取扱いを成すものである (以下略)」<sup>132</sup>。

- 12.9.4 同報告書には世間の注目を集めた良心的兵役拒否者の事件に関連する、下記のECtHRの所見も記載されている。

「トルコにおける義務的兵役制度は、トルコ国民に義務を課すものであり、良心的兵役拒否者にとって重大な結末をもたらす潜在性がある。この制度では良心を根拠とする免除を一切認めず、また重い刑事罰が課せられる原因になっている。このように、申請人の人権に対する干渉は、申請人の多様な信念と、代替的役務の選択肢がないことの両方から生じている (以下略)」<sup>133</sup>。

- 12.9.5 同報告書では更に、良心的兵役拒否者の裁判と罰金に関するECtHRの所見に注目しており、それによると、

「召集回避者と脱走者に適用可能な追跡及び行政的罰金が、徴兵法に記載されている。良心的兵役拒否者に科せられる行政的罰金が確定すると、軍事刑法に基づいて刑事訴訟が始まる。これに続いて、良心的兵役拒否者が逮捕される場合に発行される全ての公式記録が刑事事件となる。良心的兵役拒否者は長期間におよぶ罰金の確定を背景に、罰金を複数回科せられることもあり得る。行政的罰金はかなりの金額に達する可能性がある」<sup>134</sup>。

[目次に戻る](#)

## 12.10 刑務所の状況

- 12.10.1 USSDの2022年を対象とした人権報告書によると、「刑務所は概して物理的

<sup>131</sup> Dr. Yıldırım, Mine (Author), An appeal to move forward from aspirations to actions..., April 2022

<sup>132</sup> Dr. Yıldırım, Mine (Author), An appeal to move forward from aspirations to actions..., April 2022

<sup>133</sup> Dr. Yıldırım, Mine (Author), An appeal to move forward from aspirations to actions..., April 2022

<sup>134</sup> Dr. Yıldırım, Mine (Author), An appeal to move forward from aspirations to actions..., April 2022

条件の標準を満たしていた（すなわちインフラと基本的設備）が、過密に伴ういくつかの重大な問題が結果的に多数の刑務所において、欧州評議会の拷問防止委員会（CPT : Committee for the Prevention of Torture）が2017年と2019年の視察時に非人道及び品位を傷付けるとみなされ得ると認定した状況につながっていた（中略）。拘禁施設は概して良好な補修状態で適切に換気が施されていた一方、多くの施設に構造的欠陥があったため、数日間より長い拘禁には適さない状態であった」<sup>135</sup>。

#### 12.10.2 刑務所の状況に関して、同報告書によると、

「刑務所の過密は依然として重大な問題であった。司法省（Ministry of Justice）によると、[2022年] 12月時点でトルコには刑務所が396か所あり、収容定員は286,797人であったが、定員を49,518人超えていた（推定合計囚人数336,315人）（中略）。

政府は、物理的条件又は職員の行動に起因する囚人死亡に関するデータを定期的に公表していない。HDP [人民民主党] からの様々な報告やHRA [人権協会] が収集したデータによると、[2022年] 12月時点で2021年12月以来61人ないし73人の囚人が刑務所内で死亡していた。HDPの報告書の所見によると39人が病死し、34人が自殺により死亡した。HRAは病気、自殺、暴力、過失を含め様々な死因を指摘した。「刑罰制度における市民社会（Civil Society in the Penal System）」からのデータによると、[2022年] 1月から8月にかけて42件の不審死があった（中略）。

複数の人権団体やCPTの報告書における主張によると、刑務所はかなりの頻度で飲用水、適切な暖房、換気、照明、食糧、保健サービスに十分にアクセスできないことが多い。また複数の人権団体によると、刑務所の過密と劣悪な衛生状態によって健康上のリスクが悪化する（中略）。

複数の人権団体が、囚人への不十分な医療の提供、特に刑務所医師の不足に関して深刻な懸念を表明した。複数のNGOによると、医療担当職員ではなく刑務官が、囚人の病院への移送を許可するか否かを決めることが多い（中略）。複数の人権団体による報告が示唆するところ、一部の医師が拷問を申し立てる医療報告書の発行を、報復を恐れて拒否している。結果として、被害者は虐待に関する医学的関係書類を取得できないことが多い」<sup>136</sup>。

#### 12.10.3 USSDの報告書では虐待や劣悪な状況の調査にも注目しており、それによると、「当局は時々、虐待や非人道又は品位を傷付ける状況に関して信ぴょう性のある申立てを捜査していたが、概してそうした捜査の結果を公的にアクセス可能な形で文書化していない、あるいは実行者に説明責任を負わせるための措置が講じられたかどうかを公開していない」<sup>137</sup>。

#### 12.10.4 同報告書には刑務所の監視に関する情報も記載されており、それによると、「政府は国会議員を含め、一部の観測筋による刑務所訪問を許可した。内務省によると、法律の下、刑務所はトルコ人権平等機関や議会人権調査委員会（Parliamentary Commission for Investigating Human Rights）を含む国内の様々な政府機関によって監視されることになっている。CPT、欧州評議会の人権コミッショナー（Commissioner for Human Rights）、国連恣意的拘禁作

<sup>135</sup> USSD, HR Report 2022; Turkey, 20 March 2023

<sup>136</sup> USSD, HR Report 2022; Turkey, 20 March 2023

<sup>137</sup> USSD, HR Report 2022; Turkey, 20 March 2023

業部会（Working Group on Arbitrary Detention）も刑務所監視のためのアクセスを認められた。

政府は独立系NGOによる刑務所監視は許可しなかった」<sup>138</sup>。

#### 12.10.5 オランダ外務省の2021年3月からのCOI報告書によると、

「拘禁施設や刑務所における虐待や拷問の頻度に関する情報は乏しかった。人権協会（İHD : İnsan Hakları Derneği）というトルコの人権団体は拘禁施設及び刑務所で2020年1月から11月までに起こった虐待や拷問の事例417件を文書にまとめたと主張しており、それによると、

「（中略）ある秘密の情報筋によると、虐待と拷問は刑務所よりむしろ、拘禁者の搬送中又は（裁判外）拘禁中が多い（中略）。かといって虐待や拷問が刑務所でも起こっているという事実が変わりはない。これは部分的に刑務所職員に刑事免責の風潮があるためで、つまり、刑務官が囚人に拷問、虐待及び／又は屈辱を働いても刑務官に悪影響は及ばない。

（中略）2人の秘密の情報筋によると、トルコでよく知られている囚人は虐待や拷問に遭う可能性が低い。一方、同じ情報筋の強い主張によると、有名だからと言って拷問や虐待に対して100%の保護が保障されるわけでもない」<sup>139</sup>。

#### 12.10.6 2021年3月のデンマーク入国管理局（DIS : Danish Immigration Service）の報告書では囚人集団の種類によって虐待を受ける可能性が高くなる可能性があるのかどうかについて論じており、それによると、

「CISST [刑罰制度における市民社会]とHRAはいずれも特定の囚人集団を拷問や虐待の典型的な被害者として定義するのは難しいとみなした。CISSTは大抵、政治囚からの事例を考察している [「政治囚」という用語のDISによる説明については同報告書の7頁に記載の「用語解説 (Glossary)」を参照のこと]、これは政治囚が申立て制度を活用する頻度がより高く、刑務所への収容や不服従は彼らが収容される時点から反対の立場の問題になるからである。2020年にマルマラ（Marmara）地域内の複数の刑務所からHRAが受けた450件の申立ての90%は政治囚からであった。同様に、申請の96%は男性の囚人からであった。

「非政治囚に関して、不合理と認知される者、トラブルを起こす者、自分の権利を要求する者は事実、より被害に遭いやすい。非政治囚は政治囚ほど申立てを行わず、これは暴力の文化に馴染んでしまうことや、単にいずれ釈放されると信じて従順な態度が身に付くことが背景にある。したがって、CISSTは、事情を理解しない非政治囚関連の事例が増えることも危惧している。しかし、HRAは最近、多くの非政治囚から申請を受けている」<sup>140</sup>。

#### 12.10.7 同報告書によると、「NGOやトルコのメディアからも同様に、拷問、虐待、囚人間暴力の報告が多数寄せられている。パターンとしてはとりわけ殴打、脅迫、侮辱、不相应な全裸身体検査が挙げられる」<sup>141</sup>。

[目次に戻る](#)

<sup>138</sup> USSD, HR Report 2022; Turkey, 20 March 2023

<sup>139</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, 'Turkey COI Report' (paragraph 3.7), March 2021

<sup>140</sup> DIS (published on EIN), Turkey: Prison conditions, 31 March 2021

<sup>141</sup> DIS, Turkey: Prison conditions, 31 March 2021

## 13. トルコの軍事作戦

### 13.1 現在の行動

- 13.1.1 「兵役の概要」に記載のとおり、義務的兵役に就くものは「厳粛に必要とされる」場合を除いて紛争地帯には配備されない。
- 13.1.2 トルコ軍が活動中又は関与している作戦のリストについてはBBCの記事「視点：トルコが国外で張り切っている理由 ([Viewpoint: Why Turkey is flexing its muscles abroad](#))」を参照のこと。
- 13.1.3 2022年8月17日のヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW : Human Rights Watch) の報告によると、

「トルコ軍のシリア北東部への侵攻は人権侵害に満ちており、現在トルコが占有する地域ではトルコと地元シリアの様々な派閥が民間人の権利を侵害し、民間人の自由を制限しているが、刑事責任を免れている。

2019年10月の侵攻中とその直後、トルコと、トルコが裏で支援する非国家武装集団のシリア国民軍 (SNA : Syrian National Army) が、シリア北東部の占有区域で民間人の建物を無差別に砲撃し、地元のクルド人住民の私有財産を組織的に略奪し、数百人を逮捕し、そしてクルド人の部隊、政治活動家、緊急対応要員を即座に殺害した。

(中略) 国連シリア情勢調査委員会 (Commission of Inquiry on Syria) によると、トルコが裏で支援する部隊は支配下に置く地域で女性と男性に対する性的暴力も働き、これに少なくとも30件の強姦事件が含まれる。2021年、「真実と正義のためのシリア人 (Syrians for Truth and Justice) という、欧州を拠点とするシリア系非政府組織が、SNAの様々な分派が児童も徴用していると報告し、そうした事例を少なくとも20件、文書にまとめた。

トルコ及びトルコが裏で支援する分派はシリア北東部のクルド人支配区域への十分な給水の確保も怠った。これらの区域では約46万人が、ラス・アル・アイン (Ras al-Ain) (セレカニエ (Serekaniye)) の町に近いアルーク (Allouk) 給水所からの水に頼っている。この給水所からの給水は、2019年10月にトルコ及びトルコが裏で支援する部隊に奪取された後、何度も遮断された。

国連によると、トルコが2018年にアフリン (Afrin) で軍事攻勢に出た結果、数十人の民間人が死亡し、数万人が避難民となった。ヒューマン・ライツ・ウォッチはシリア北西部での民間人23人が死亡したとされる3回にわたる攻撃を調査し、トルコ軍が民間人の危害を最小限に抑えるために必要なあらゆる対策を果たして講じていたかどうかを疑問視した<sup>142</sup>。

[目次に戻る](#)

<sup>142</sup> Human Rights Watch, 'Questions and Answers: Turkey's Threatened Incursion...', 17 August 2022

## 付録A：用語解説

本CPINでは下記の用語を使用している。

良心的兵役拒否者	自分の道徳的又は宗教的な信念を理由に従軍又は武装することを拒否する者。 <sup>143</sup>
徴集兵	ある国の軍隊に従軍することを強制された者。 <sup>144</sup>
徴兵	法律によって人々を強制的に軍務に加える行為又はプロセス。 <sup>145</sup>
脱走者	既に徴集兵又は職業兵士として従軍しているが、その後、不法に、すなわち無許可で軍隊を離脱する者。 <sup>146</sup>
召集兵	法律によって軍隊への入隊を命令された者。 <sup>147</sup>
召集回避者	兵役に就く責任があるが、兵役に就くための報告要求を無視する者。 <sup>148</sup>
しごき	新人が特定の社会集団へ参入する際に行われる一種の儀式を指し、大抵は品位を傷付ける、屈辱を与える、又は危険な任務や行動を特徴とする。 <sup>149</sup>
兵役	志願又は徴兵のいずれかによる、軍隊での勤務。 <sup>150</sup>
下士官	軍隊の隊員のうち、権限を委譲されるのではなくむしろ下位の階級からの昇進によって士官の階級に到達した者。 <sup>151</sup>
予備役	必要が生じたら軍事作戦に加わる準備が整っている兵士。 <sup>152</sup>

[目次に戻る](#)

<sup>143</sup> Merriam-Webster, Conscientious objector Definition & Meaning, no date

<sup>144</sup> Cambridge Dictionary, CONSCRIPT | English meaning, no date

<sup>145</sup> Cambridge Dictionary, CONSCRIPTION | English meaning, no date

<sup>146</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 9.1), 2 March 2022

<sup>147</sup> Cambridge Dictionary, DRAFTEE | English meaning, no date

<sup>148</sup> Netherlands Ministry of Foreign Affairs, General COI Report; Turkey (section 9.1), 2 March 2022

<sup>149</sup> Britannica, Hazing, 2 March 2023

<sup>150</sup> Collins Dictionary, Military service definition and meaning, no date

<sup>151</sup> Cambridge Dictionary, NON-COMMISSIONED OFFICER, no date

<sup>152</sup> Collins Dictionary, Reserve definition and meaning, no date

# 付録B：2023年4月14日付けの外務・英連邦・開発省（FCDO）との通信

1. ある人が6か月ないし12か月間の義務的兵役において期待される行動に関する情報を教えてください

20歳から41歳までの男性は兵役に就くことを義務付けられている。本人の状況に基づいて（すなわち本人が大学又は修士号の学位取得課程にある場合）徴兵をもっと後の年齢まで延期できる。義務的兵役の期間は下士官及び兵卒の場合は6か月間、予備役士官及び予備役軍曹の場合は12か月間である。下士官と兵卒は1か月間の基礎軍事訓練を受けた後、5か月間部隊に配備され、更なる訓練を受け、従軍する。この訓練期間中は、最低賃金を下回らない手当を支給される。予備役士官と軍曹は2か月間訓練を受け、10か月間配備される。彼らは10か月間の配備期間中、給与を支給される。（出典：トルコ国防省：

<https://www.msb.gov.tr/Askeralma/icerik/yeni-askeralma-sistemi>）

2. ある人が義務的兵役期間中に実戦配備されると予想されるかどうか、明言できますか？

1990年代前半以来、トルコ国防省はトルコ軍のプロフェッショナル化、つまり、職業軍人のみ紛争地帯に配備するという取組を行っている。2010年当時、イスメット・ユルマズ国防大臣によると、下士官と兵卒は厳粛に必要とされない限りテロ対策作戦又は紛争地帯に配備しないとの方針であった（出典：以下をはじめとする報道：<https://www.cnnturk.com/turkiye/terorle-mucadelede-er-ve-erbaslar-gorev-almayacak>）。現在、イラク北部やシリアなど紛争地帯には下士官や兵卒はほとんど配備されず、軍は主に職業軍人を配備している。2022年2月の独立系のトルコ報道機関の報道によると、2019年から2022年にかけて勤務中に死亡した兵士304人のうち、20人が下士官及び兵卒であった（陸軍司令官及び憲兵隊司令官から提供された統計に基づく）。同じ記事によると、TSKに所属する職業軍人の数が十分なレベルに達しつつあるのに伴い、兵役の適用範囲に該当する兵士及び一般隊員男性は、絶対的に必要でない限り作戦に駆り出されず、紛争にも投入されていない。彼らは以前と比べ、危険区域に配置されなくなり、特にイラク国境のベースポイントと呼ばれる区域がそうである。こうした取組の結果、テロとの闘いでの殉死者が大幅に減少した（<https://www.indyturk.com>）。参謀は、毎年11月30日までにトルコ軍が必要とする予備役士官、下士官及び兵卒の数を国防省に通知することにより、同省が召集と配備のスケジュール、配分率、及び新兵の階級、職種、分科、特殊任務を判断できるようにする。予備役士官と予備役下士官（NCO）の需要は毎回の分類期間の前に再報告される（出典：トルコ国防省ウェブサイト：<https://www.msb.gov.tr/Askeralma/icerik/siniflandirma-islemleri>）。兵士は完全に無作為に各自の部隊に配備される。召集期間中に特定の地域で兵士の余剰が生じた場合、新兵は別の地域へ送られる可能性がある。例えば、直前の期間に西部へ配備された徴集兵が多かった場合、東部での兵士需要を満たすよう、徴集兵は主に東部へ配備される。ただし、この情報はトルコ軍と共有されるわけではないため、兵士が召集期間中にどこへ何人配備されるかは分からない。したがって、貴方の推定による軍事上の場所が分かる確率は非常に低い（出典：義務的兵役に関する公開情報：<https://www.askernoktasi.com/asker-dagitimlari-nasil-yapiliyor.html>）。



った。しかし、フルシ・アカー (Hulusi Akar) 国防大臣が2019年に述べたところによると、「良心的兵役拒否に関して、人口8,200万人の我が国において、申請者は2017年に28人、2018年に23人、2019年に18人であった (出典：<https://www.ohchr.org/sites/default/files/2022-05/COW- HRC50.pdf>。アカーの言明については以下：<https://vicdaniret.org/milli-savunma-bakani-akar-vicdani-ret-ile-ilgili-calismamiz-yok/>)。

欧州良心的兵役拒否局はトルコ国内の良心的兵役拒否が相変わらず生涯にわたる訴追と処罰に直面し続けていると指摘し、トルコが欧州人権裁判所の判決の実施を怠っているという訴訟事例に言及している (出典：<https://ebco-beoc.org/turkey>)。この分野で活動するトルコのあるNGOが公表した報告書によると、これまでにトルコ国内の良心的兵役拒否者が科せられてきた罰金は合計約55,815ユーロにのぼる (<https://inancozgulugugirisimi.org/en/conscientious-objection-to-military-service-in-turkey-report>)。

同様に、召集回避者に関する正確な統計もない。しかし、2022年5月23日の閣議 (Cabinet Meeting) 後におけるエルドアン大統領の記者会見によると、トルコには約55万人の召集回避者と遅延入隊者がおり、「支払を通じた兵役短縮」 (2023年時点で約4,500ポンドを支払えば兵役期間が21日間に短縮される) が全ての人々に適用可能である (出典：<https://www.aa.com.tr/tr/gundem/cumhurbaskani-erdogan-yoklama-kacagi-bakaya-genclerimize-bedelli-askerlikten-faydalanabilme-yolunu-aciyoruz/2595498#>)。

7. ゲイの男性が免除プロセスの一環として期待される行動を明確に説明してください

「兵役不適合」報告書の受領者は義務的兵役を免除される。この報告書はトルコ軍保健適格性規制 (Health Competency Regulations of the Turkish Armed Forces) に従って実施される義務的検診に基づく。TAF法によれば、「公然たるゲイの者は兵役に就くことはできない」ゲイ/バイセクシャル/トランスジェンダー者が義務的兵役の免除を希望する場合、公職者の文民医師から精神科医へ付託される必要があり、次いでその精神科医が当人を最寄りの軍病院に付託する。概して、軍病院での第1セッションは精神科医と一緒に行われる。第2セッションは、心理学者、精神科医及び精神科看護師からなる委員会と一緒に行われる。この委員会は、当人が「ゲイ/トランスジェンダー」であると判断すれば、兵役不適合報告書を発行し、この報告書が軍評議会 (Military Council) へ、承認を得るために送られる。軍評議会はこの報告書を直接承認又は拒否できる。

**上訴：**申請者は評議会の決定を30日以内に弁護士を通じて上訴することができ、その場合、別の軍病院で同じ検診/精神鑑定が行われる。この病院が申請者に

「兵役適合」報告書を付与する場合、申請者は30日以内に同じ軍病院へ直接、又は国防省保健部 (Health Department) へ上訴することができる。その場合、国防省は申請者を同じ又は別の軍病院へ付託する。このセッションから発行される報告書は最終となるが、申請者は引き続き軍最高行政裁判所へ上訴し、執行一時停止を要請することができる。このプロセスは、公式決定と対立するため長引くこともあり得る (出典：トルコ最大のLGBT+関連NGO：

<https://kaosgildernegi.org/images/library/2016ne-gre-escinsel-ve.pdf>)。

2015年にTAFはいくつかの規制変更を行い、同性愛を「心理・性的障害」としていた条項での定義を「性同一性障害及び行動障害」に変更した。TAFは同性愛を

証明するために全裸での身体検査及び親密な関係を示す写真の提出を要件としていた規定も撤廃した（出典：<https://www.al-monitor.com/tr/contents/articles/originals/2015/11/turkey-military-gay-rights-homosexual-picture.html>）。

しかし、このプロセスは依然として煩雑で、個人の私生活の侵害に当たる可能性がある。これはプロセス全体を経て2017年から2018年にかけて兵役を履行したあるトランスジェンダー者の個人的説明でもそのように記述された（<https://kaosgl.org/haber/askerlige-elverisli-degildir-raporunu-nasil-aldim>）。

# バージョン管理及びフィードバック

## 採択

以下は本ノートが採択された時点での情報である。

- 版番号：4.0
- 有効期間：2025年7月31日より

---

公式 – 機密情報：開示対象外 – セクションの始まり

このセクションに記載の情報は内務省内での使用に限られるため、削除された。

公式 – 機密情報：開示対象外 – セクションの終わり

---

[目次に戻る](#)

## 本ノートの旧版からの変更点

IAGCIによる2025年1月の見直しを受け、CPINは再発行された。

[目次に戻る](#)